

令和5年2月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
第11号

令和2年(行ウ)第7号 政務活動費返還等履行請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月17日

判 決

5 青森県弘前市

原 告

青森県弘前市

原 告

上記2名訴訟代理人弁護士

葛 西

聰

10 青森市長島1丁目1番1号

被 告

青 森 県

事 知 申

同訴訟代理人弁護士

三 沼 葉

吾 徹

同指定代理人

村 田 沢

浩

同訴訟代理人弁護士

千 大 堀

茂 彦

同指定代理人

西 越 木

子 宏

同訴訟代理人弁護士

佐 奈 佐

美 裕

同指定代理人

々 良 木

治

同訴訟代理人弁護士

西 谷

昌

同指定代理人

々 健

聰

同訴訟代理人弁護士

西 谷

壽

同指定代理人

々 宏

主 文

1 被告は、小檜山吉紀に対し、1万0540円を青森県に支払うよう請求せよ。

2 被告は、北紀一に対し、25万9280円を青森県に支払うよう請求せよ。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告らの負担とし、
その余を被告の負担とする。

事実及び理由

5 第1 請求の趣旨

被告は、別紙一覧表「議員名」欄記載の者ら（以下「本件各議員ら」という。）に対し、同表の「原告らの主張等」欄の「違法金額」欄の「計」欄記載の各金額（以下「本件各違法支出金額」という。）の金員を青森県に支払うよう請求せよ。

10 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、青森県内に居住する原告らが、平成30年度当時の青森県議会議員であった本件各議員らによる同年度の政務活動費（地方自治法（以下「法」という。）100条14項）に係る支出が、青森県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）7条の定める使途基準（以下「本件使途基準」という。）に反する違法なものであり、青森県は本件各議員らに対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、同県の執行機関である被告がその行使を違法に怠っているなどと主張して、被告に対し、法242条の2第1項4号に基づき、本件各議員らに不当利得として本件各違法支出金額の支払を請求することを求める事案である。

2 関係法令の定め

(1) 法の定め

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費

を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。（10
0条14項）

政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、
当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする
（同条15項）。

議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものと
する（同条16項）。

（2）本件条例の定め

ア 趣旨

本件条例は、法100条14項から同条16項までの規定に基づき、青
森県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部
として、議員に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定め
るものとする（1条）。

イ 政務活動費の交付対象

政務活動費は、各月の初日に議員である者に対し交付する（2条1
項）。

ウ 政務活動費の額

政務活動費は、月額31万円とする（3条）。

エ 議員の通知

青森県議会の議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、毎年
度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知しなければならない
（4条1項）。

オ 政務活動費の交付決定等

知事は、本件条例4条の規定による通知があったときは、速やかに、
当該通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議
員に通知するものとする（5条）。

カ 政務活動費の交付

知事は、毎月 10 日までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする（6 条）。

キ 政務活動費を充てることができる経費の範囲（本件使途基準）

5 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てができるものとする（7 条 1 項）。

10 政務活動に要する経費は、調査研究費（議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費）、事務所費（議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費）、事務費（議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費）、人件費（議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費）のほか、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費とする（同条 2 項、別表）。

15 ク 収支報告書

議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して 30 日以内に、①議員の氏名、②政務活動費に係る収入額、③政務活動費に係る支出額及びその主な内容、④政務活動費に係る収入額と支出額との差引額、
20 ⑤その他必要な事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）を議長に提出しなければならない（8 条 1 項）。この収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をい
25 う。）を添えなければならない（同条 2 項）。

3 「政務活動費事務マニュアル（第 3 次改訂）」（乙 1。以下「本件マニュア

ル」という。)の内容

本件マニュアルは、青森県議会が平成28年3月に作成し、平成30年度においても使用されていたものであり、その内容は、おおむね以下のとおりである（乙1、弁論の全趣旨）。

5 (1) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

広範にわたる全ての使途を特定することは困難であるが、政務活動費の充当が可能なものについての具体的な考え方や想定される例は以下のとおりである（乙1〔3～6頁〕）。

ア 調査研究費

10 (ア) 経費の内容

議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（旅費、委託料、資料、印刷費、文書通信費等）

(イ) 考え方及び活動事例

15 県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する。

20 具体例としては、①県政に関する執行部からの情報収集・意見交換、②調査研究の基礎となる国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換、③県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他）、④県内外及び海外における先進事例等の現地調査等がある。（乙1〔3頁〕）

イ 事務所費

25 (ア) 経費の内容

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(賃借料、光熱水費等)

(イ) 考え方及び活動事例

政務活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の事務所の借上げや事務所を有効に活用していくための管理運営に係る経費に充當する。具体例としては、①事務所の賃借、②電気・ガス・水道・冷暖房の使用、③共益費がある。(乙1〔6頁〕)

ウ 事務費

(ア) 経費の内容

議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費(事務用品費、文書通信費、備品購入費等)

(イ) 考え方及び活動事例

政務活動の事務の遂行に当たって、必要となる物品や機器等の購入及び使用等に係る経費に充當する。具体例としては、電話・FAX等の通信機器の購入や回線使用等がある。(乙1〔6頁〕)

エ 人件費

(ア) 経費の内容

議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

(イ) 考え方及び活動事例

政務活動について、関係者との連絡調整及び資料の収集・整理・保管等の補助を行う職員に係る給料・手当・社会保険料等に充當する。具体例としては、①政務活動の補助のための専属職員の常時又は臨時の雇用、②政務活動の補助業務を兼務する職員の常時又は臨時の雇用がある。

(乙1〔6頁〕)

25 (2) 政務活動費の充当の考え方(積算及び按分等)

政務活動費の充当の範囲は、原則として、政務活動に係る支出の実費の金

額によることとなるが、実費の積算が困難である場合があり得ること、政務活動費の充当の範囲は社会通念上許容されるものである必要があることを踏まえ、政務活動費の充当に当たっての積算及び按分等の方法は、以下のとおりとする（乙1〔7～9頁〕）。

5 ア 事務所費関係（乙1〔7、9頁〕）

政務活動の拠点となる議員の事務所は、政務活動以外の活動にも使用されることが想定され、使用形態についても自宅に設置している場合や後援会事務所を兼ねている場合があること等から、政務活動費の充当に当たっての取扱いは、以下のとおりとする。

10 ケ 事務所の賃借料及び光熱水費等に係る支出については、使用の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動・政党活動等）に占める割合により按分する。この場合の按分は、使用時間数や使用面積等の合理的な方法による。

15 使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができることとする。この場合の按分の方法は、別表「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」（以下「本件按分率表」という。）によることとする。

20 イ 事務所の設置が自宅である場合や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合の賃借料は、合理的理由がないことから、政務活動費を充当しない。

イ 事務費関係（乙1〔8、9頁〕）

25 政務活動における事務は、同一の事務所内において、政務活動以外の活動の事務と合わせて行っている場合も多いことから、政務活動費の充当については、事務所費の例（前記ア）により事務内容の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動・政党活動等）に

占める割合により按分することとする。なお、これによる按分が困難な場合の按分の方法は、本件按分率表によることとする。

また、備品の購入やリース等の費用の支出への政務活動費の充当に当たっては、事務用の機器等で政務活動に有用なものに係る支出に限って充当することとし、主として事務所の環境整備に留まるもの等には充当しない。

さらに、電話（携帯電話を含む。）等の使用に係る支出に関する按分は、通話時間、使用頻度等を参考にすることも考えられる。

ウ 人件費関係（乙1〔8、9頁〕）

議員の雇用する職員の中には、常時又は臨時の雇用で専ら政務活動の補助業務を行っている職員のほか、政務活動の補助業務以外の業務を兼務している職員がいる場合があること等から、政務活動費の充当に当たっての取扱いは、以下のとおりとする。

（ア）専ら政務活動の補助業務のみに従事している職員の人件費の支出については、全額につき政務活動費を充当できる。

（イ）政務活動の補助業務以外の業務を兼務している職員（後援会活動・政党活動等の業務も兼務している職員）の人件費の支出については、業務内容の実態に合わせ、政務活動の補助業務が全体の業務に占める割合により按分して政務活動費を充当する。この場合の按分は、業務に従事する平均時間や日数等を考慮した合理的な方法による。

業務内容に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、職員の兼務の内容ごとに均等に按分することができることとする。この場合の按分の方法は、本件按分率表によることとする。

（ウ）生計を同一にする親族に対する人件費の支出については、雇用關係にあることの合理的理由がないことから、政務活動費を充当しない。

エ その他（乙1〔8頁〕）

その他の支出についても、後援会活動等の政務活動以外の活動に関する支出が含まれる場合には、事務所費、事務費及び人件費の例により、合理的な方法による按分を行った上で、政務活動費を充当するものとする。

5 (3) 政務活動費を充当するのに適しない例

政務活動は、広範にわたるものであるが、議員の活動に係る支出につき政務活動費を充当することが、その活動の目的や内容に照らして社会通念上許容される必要があることから、政務活動に資すると考えられる活動を含むものであっても、主たる目的や内容が、①政党活動、②選挙活動、③後援会活動、④私的活動の経費、⑤政務活動の趣旨に適わない交際費、⑥議員本人の飲食費であった場合には、その活動に係る支出に政務活動費を充当しないこととする（乙1〔10頁〕）。

10 (4) 具体例による政務活動費の充当の可否

ア 証拠書類の保管整理等

15 収支報告書を公開した際、政務活動について、県民から内容等の説明を求められることが十分想定されるため、証拠書類として、政務活動を行った際の現場写真、面会者の名刺、収集した資料、活動内容を記載した記録メモ等を整理保管しておく必要がある（乙1〔14頁〕）。

イ 携帯電話料金に係る支出の按分（事務費関係）

20 携帯電話料金に政務活動費を充当できる上限は最大で2分の1とし、通話時間、使用頻度等、個々の使用実態に合わせて政務活動相当分を計上することが適当である（乙1〔17頁〕）。

(5) 領収書等の写し貼付用紙の記載事項

25 領収書等の写し貼付用紙に貼付する領収書等には、宛名、金額、品名、発行者の住所氏名等が明記され、第三者が検証可能であることを要する。同用紙の「事業名、使途及び内容」欄には、具体的な事業名、使途及び内

容を記載する。さらに、按分又は一部充当により政務活動費を支出した場合には、同用紙の「備考」欄に、その考え方や理由を記載するほか、タクシーや高速道路を利用した場合の利用区間等の特記事項を記載する。（乙1 [28、29頁]）

5 (6) 会派への政務活動の委託等

本件条例において政務活動費の交付対象は議員に限られるが、議員が政務活動を効率的に行うためには、必要に応じて所属する会派に政務活動を依頼する方法や複数の議員が共同で政務活動を行う方法を探ることが有効であり、各議員において政務活動の成果の共有が図られる点でも合理的である。また、政務活動に関して議員らに共通して行われる事務の一部、例えば、事務補助を行う職員の雇用や事務機器の利用などについて、議員らがこれらを共同で行うため、各議員が所属する会派に当該事務を依頼することは、経費の面からも効率的である。したがって、所属会派の政務活動が定例的に継続して行われる場合、かかる事務の経費は、各議員が応分の負担額について支出し、それに政務活動費を充当することができる。（乙1 [43頁]）

10 4 前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

15 (1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも青森県の住民である。

イ 被告は、青森県の執行機関である青森県知事である。

ウ 本件各議員らは、いずれも平成30年度中に青森県議会の議員の職にあった者であり、当時、北紀一議員及び田中満議員を除く本件各議員ら（31名）は、青森県議会自由民主党会派（以下「自民党会派」という。）に所属していた（以下では、本件各議員らのうち自民党会派に所属していた議員を「自民党会派所属議員ら」という。）。

20 (2) 本件各議員らによる政務活動費の支出（弁論の全趣旨）

自民党会派所属議員らは、平成30年度の政務活動費から、別紙一覧表の「経費」、「日付」、「訪問先」及び「概要」欄記載の名目で（ただし、「日付」欄記載の日付は特に記載のない限りいずれも平成30年の日付である。以下同じ。）、同「支出金額」欄記載の金額を支出し、北紀一議員及び田中満議員は、平成30年度の政務活動費から、別紙一覧表の「経費」、「日付」、同「支出先」及び「概要」欄記載の名目で、同「計上金額」欄記載の金額を支出した（以下では、これらの支出を併せて「本件各支出」という。）。

(3) 住民監査請求及び本件訴訟の提起

ア 住民監査請求（甲1）

原告らは、令和2年6月26日、青森県監査委員に対し、法242条1項に基づき、本件各支出に本件使途基準に合致しない支出があるなどとして、被告に対し本件各議員らに対して返還を求めるなどの措置を講ずるよう勧告することを求める住民監査請求を行ったが、同年8月24日付けで、原告らに対し、上記請求は理由がなく棄却する旨の通知がなされた。

イ 本件訴訟の提起（当裁判所において顕著な事実）

原告らは、同年9月24日、本件訴訟を提起した。

5 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各議員らが本件各支出について、法律上の原因なく、青森県の損失により利得したといえるかどうかであり、具体的には、本件各支出が違法であるかである。これに関する当事者双方の主張は、別紙一覧表の「原告の主張等」欄及び「被告の主張等」欄の各記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 判断枠組み

法100条14項ないし16項の規定による政務活動費の制度は、議会の審

議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所平成17年（行フ）第2号同11月10日第一小法廷決定・民集第59巻9号2503頁参照）。

この趣旨を受けて、青森県では、本件条例において、政務活動費の交付に関する手続について定めるとともに、政務活動費の使途の基準として本件使途基準を設けているのであるから、政務活動費の支出の適法性は、当該支出が本件使途基準と適合しているか否かにより判断されるものというべきである。そして、その判断に際しては、当該支出や当該支出の対象である行為が、その客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的関連性が認められないものである場合には、当該支出は本件使途基準に適合しないものというべきであるが、議員の活動は多岐にわたるため、個々の経費の支出が必要か否かなどについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることを踏まえると、当該支出が本件使途基準に定める活動との間に合理的関連性を有する限りは、当該支出をするか否か、支出するとしてどのような費目で、いくら支出するかなどを決定することについて、当該議員に一定の合理的な裁量が与えられており、かかる裁量の逸脱又は濫用がない限り本件使途基準に適合するものと解される。

そして、本件マニュアルは、青森県議会において、議員がいかなる活動の経費にどのように政務活動費を支出するかなどの事項につき判断するにあたって参考になるよう、本件使途基準を具体化する趣旨で作成されたものであるところ、本件マニュアルに法規範性を認めることはできないものの、議員に与えられた前記の裁量に鑑みれば、本件マニュアルが定める目安等が本件使途基準等の法令の定めに照らして合理的である場合、それに従った政務活動費の支出は、客観的に見て政務活動費と合理的関連性を有する活動の経費に係る支出であるということができるから、特段の事情のない限り、かかる支出につき裁量権の

範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではなく、本件使途基準に適合することとなり、違法とはならないものと解すべきである。

これに加えて、一般に不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき「法律上の原因を欠くこと」を主張立証すべきであると解されること、県の住民が収支報告書に計上された支出の有無及び内容を逐一把握することは困難であることに照らすと、支出された政務活動費が本件使途基準に適合しないと争う原告らにおいて、違法であると主張する支出を特定した上で、本件使途基準に適合しない政務活動費の支出がなされたことを推認させる一般的、外形容的な事実を主張立証した場合には、これに対する適切な反証がなされない限り、当該政務活動費の支出は本件使途基準に適合しない違法な支出に該当すると認めるのが相当である。

2 自由民主党青森県支部連合会（以下「自民党県連」という。）に対する委託料への支出（別紙一覧表の番号（以下「番号」という。）1～3、4～9、5～6、6～9、10～3、11～11、12、13、14～6、15～5、16～4、17、18、19～2、20～9、21、22、23～7、24～3、25～27、28～8、29～4、30及び31）の違法性について

(1) 自民党会派所属議員らは、平成30年度の政務活動費から、自民党県連に対する委託料として、それぞれ33万6000円を支出したこと（前提事実(2)）が認められるところ、この支出の適法性について検討する。

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 自民党会派所属議員らは、自民党会派との間で、平成30年度における政務活動補助事務を同会派に委託する旨の委託契約を締結した。

同契約においては、委託料は月額3万5000円とし、委託料から委託事務に係る経費の支出額を控除しても残額がある場合には、残額を自民党会派所属議員らに返還する旨、委託事務の内容を、①会派控室等において自民党会派所属議員らの閲覧に供する新聞、書籍その他政務活動の

ために必要な資料の購入、②会派控室等において、自民党会派所属議員
らが政務活動の事務を遂行するに当たって必要となる物品の購入、事務
用機器の購入又は借上げ及び当該機器の維持管理、並びに電話、ファク
シミリその他の通信機器の購入又は借上げ並びに当該機器の使用に伴う
回線使用料の支払、③議員総会、政調会、勉強会打合せその他の会派が
行う会議等の開催に係る事務、④①～③に掲げる事務の実施及び当該事
務の実施に係る経理を行う職員並びに所属議員が共同して行う政務活動
に係る関係者との連絡調整及び資料の収集、整理、保管等の補助を行う
職員の雇用として、自民党会派は、自民党県連に対し、委託事務の全部
又は一部を再委託することができる旨が定められた。（乙17、弁論の
全趣旨）。

イ　自民党会派は、自民党県連との間で、前記アの再委託の定めに従い、平
成30年度における政務活動補助事務を同県連に再委託する旨の契約を締
結した。

同契約においては、委託料は月額86万8000円とする旨、再委託に
係る事務は、①会派控室等において自民党会派所属議員らの閲覧に供す
る新聞、書籍その他政務活動のために必要な資料の購入、②会派控室等
において、自民党会派所属議員らが政務活動の事務を遂行するにあたつ
て必要となる物品の購入、事務用機器の購入又は借上げ及び当該機器の
維持管理、並びに電話、ファクシミリその他の通信機器の購入又は借上
げ並びに当該機器の回線使用料の支払、③議員総会、政調会、勉強会打
合せその他の会派が行う会議等の開催に係る事務、④自民党会派所属議
員らが共同して行う政務活動に係る関係者との連絡調整及び資料の収集、
整理、保管等の補助、⑤①～④に掲げる事務の実施に係る経理並びに自
民党会派が実施すべき会計帳簿等の調整、証拠書類の整理保管及び收支
報告書の作成とする旨が定められた。（乙18）

ウ 自民党県連は、前記イの契約に基づき、平成30年度の政務活動補助事務に従事した職員5名について、当該職員の勤務時間数に占める同事務に従事した時間数の割合により、同事務に係る人件費を算出した（人件費全体が3012万0911円であるのに対し、同事務に係る人件費は1181万0153円と算出した。）上で、前記イの委託料（月額86万8000円×12か月=1041万6000円）全額を、同事務に係る人件費に充当した（乙22、弁論の全趣旨）。

- (2) 議員が政務活動を効率的に行うためには、機器や資料の購入等の政務活動に係る共通の事務を会派において行う方法等も合理的であるところ、会派として通年で効率的、効果的な活動を維持するためには、これらの活動に関わる事務全般の運営、連絡調整に携わる人員等の確保が不可欠であるといえ、このような趣旨から、本件マニュアルは、会派で行われる政務活動に係る事務の経費を、各議員が応分の負担額を支出して、政務活動費を充当することができる旨を定めている（前記第2の3(6)）ものと認められる。そうすると、このような本件マニュアルの定めには合理性が認められるところ、前記(1)で認定した事実によれば、自民党所属議員らから自民党会派に対し、政務活動補助事務が委託され、同会派から自民党県連に対し、同事務が再委託され、その委託料として月額86万8000円が支払われたこと、自民党所属議員ら（31名）は、これらの委託料を等分した額（月額86万8000円÷31名×12か月=33万6000円）を政務活動費から支出したこと、これらの委託料は、政務活動補助事務に係る人件費に充当されたことが認められるから、本件マニュアルに即した支出が行われたものということができる。これらの事情に照らすと、自民党所属議員らが、自民党県連への委託料として33万6000円を支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法であるといえる。

(3) これに対して、原告らは、平成12年11月に青森県議会事務局が作成した「政務調査費の交付に関する条例案に係る想定問答」（甲2。以下「想定問答」という。）を根拠として、政務調査費・政務活動費が議員個人に交付される場合には、原則として各議員個人が行う調査研究活動に用いられるべきであり、会派の一般的な運営費（人件費等）を所属議員が年会費として一律に分担することは法の趣旨に反するのであるから、各議員が会派に委託して政務調査費・政務活動費を拠出することが許されるのは、会派に所属する各議員が共同して調査研究を行う場合や会派に調査等を委託する場合など、特定の目的のために拠出する場合に限られると主張する。

しかしながら、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、想定問答は平成13年3月に制定された本件条例（ただし、当時の名称は「青森県政務調査費の交付に関する条例」）の検討段階で作成されたものであるところ、従前は県政調査交付金が会派のみに交付されてきたのに対し、同条例により会派及び議員のいずれに対しても政務調査費を交付することができるものとされたこと、その後、平成20年3月の本件条例の改正により、政務調査費の交付対象から会派が除かれ、議員のみが交付対象となったことが認められる。そうすると、平成20年3月の本件条例の改正により政務調査費が会派に交付されなくなった以降は、会派にも政務調査費が交付されうることを前提として作成された想定問答がそのまま妥当するものではない。そして、本件マニュアルは、特定の目的のために政務活動費を支出する場合のみを許容するものとは認められず、むしろ、政務活動に係る共通の事務の一部について事務補助を行う職員の雇用等を共同で行うために会派に事務等を依頼することは経費的にも効率的であるとしており（前記第2の3(6)）、各議員の政務活動を補助するための一般的な運営費等のために政務活動費を支出することも許容しているものと認められるから、原告らの上記主張は採用することができない。

(4) また、原告らは、自民党会派所属議員らから同会派への委託事務の内容及び同会派から自民党県連への再委託事務の内容は、極めて広範なものとなつてゐるため、政党活動や後援会活動等、本来政務活動費を充当できない行為が含まれている可能性がある旨、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動としての要素と政党活動等の要素が混在し、両者を明確に区分できない活動が含まれている可能性がある旨を主張する。

しかしながら、原告らにおいて、一般的、外形的事実として、上記支出が相当ではないことを具体的に主張立証すべきであるところ、そのような主張はなく、抽象的な可能性の指摘にとどまるものであるから、上記主張は採用できない。なお、前記(1)で認定した事実によれば、自民党会派所属議員らの政務活動補助事務に従事した職員には、その従事した時間数に応じた人件費が、各議員の政務活動費から支出された委託料から支払われていたことが認められるのであり、政務活動に関する事務とそれ以外の事務が混在していたなどの事情を認めることはできない。

3 調査研究費への支出の違法性について

(1) 調査研究のための旅費等への支出について

本件マニュアルにおいては、県の事務、地方行財政等に関する調査研究の基礎となる関係者等からの情報収集のための旅費等に政務活動費を充当することができる旨を定めている（前記第2の3(1)ア）ところ、この定めは、議員の調査研究活動を促進し、もって県政の発展に寄与するものであるから、本件使途基準等の法令の定めに照らして合理的なものといえ、本件マニュアルに即して旅費等の支出がなされた場合には、特段の事情がない限り、本件使途基準に適合し、適法な支出と認められる。

この点について、原告らは、青森県文書取扱規程74条において「職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る

事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と定められていることを根拠として、議員が打合せ等をしたと主張している場合でも、それらに関する文書が作成・保存されていない場合には、極めて軽微な内容の打合せ等であったと推定されるから、そのような議員の活動は政務活動とは評価できない旨主張する。

しかしながら、議員が、一般質問等の議会活動のために県職員から情報収集を行うこと等を目的として、県職員との打合せ等を行うことも、県の事務等に関する調査研究活動に当たり、政務活動として評価できるものであるところ、上記規程は、このような打合せ等の全てについて文書の作成を義務付けるものとは認められず、打合せ等に係る文書が作成されていない一事をもって、当該打合せ等が政務活動と評価できないものということはできない。

以下では、このような観点も踏まえ、個別の支出の違法性について検討する。

(2) 阿部広悦議員について

ア 証拠（乙3の1、3の2）及び弁論の全趣旨によれば、阿部広悦議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号4-1について

平成30年4月12日（以下、特記がない限り同年の日付とする。）、議員面会室において、健康福祉部健康福祉政策課職員と面談し、県内の戦没者遺族団体の会員の高齢化により団体の維持運営が困難になってきている問題について意見交換を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した。

(イ) 番号4-2について

5月18日、中南地域県民局地域整備部において、同部部長と面談し、県道前坂・藤崎線の藤崎橋について整備状況を確認するとともに、県道

弘前・柏線及び県道五所川原・岩木線についても整備状況を確認して意見交換を行い、そのための旅費として500円を政務活動費から支出した。

(ウ) 番号4-3について

5 5月30日、自民党会派控室において、県議会事務局調査課担当者に、対し、平成29年度の政務活動費収支報告書の内容が適切であるか確認の上、収支報告書を再提出し、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した。

(エ) 番号4-4について

10 6月6日、自民党会派控室において、県議会事務局調査課担当者との間で、平成30年度以降の政務活動費に係る収支報告書の提出書類の在り方等について意見交換を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した。

(オ) 番号4-5について

15 8月29日、自民党会派控室において、健康福祉部次長との間で、西北地方の社会福祉施設の運営に当たっての課題等を把握するため、県内の社会福祉施設の現況や法人としての責務等を確認した上で、課題解決に向けた方策について意見交換等を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した。

20 (カ) 番号4-6について

12月11日、自民党会派控室において、健康福祉部との間で、児童虐待の再発防止のため行政が配慮すべき点について意見交換等を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した。

(キ) 番号4-7について

12月17日、自民党会派控室において、県議会事務局調査課担当者との間で、政務活動費の充當に当たって、使途基準に疑義が生じたこと



から確認を行うとともに、政務活動についての意見交換を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した（乙3の1、3の2、弁論の全趣旨）。

(ク) 番号4-8について

5 12月20日、教育長室において、教育長と面談し、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針及びそれを踏まえた第1期実施計画について、概要及び進捗状況を確認した上で、教育水準を維持・向上していくための教育改革の在り方等について意見交換をし、その旅費として2000円を政務活動費から支出した。

10 イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

15 ウ これに対し、原告らは、阿部広悦議員が提出した手控え（乙3の2）は、前記アの活動を行ったことを裏付けるものではなく、打合せ等の文書も作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、県職員との打合せ等を行っていたとしても、必ずしも文書が作成されるものということはできず、他方で、同議員の陳述書（乙3の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められないとからすれば、前記アの認定のとおり活動を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

20 エ また、原告らは、前記ア(ウ)、(エ)及び(キ)の支出について、これらは政務活動費に関する意見交換等のための支出であるところ、政務活動費の收支

報告書の作成や提出それ自体の費用は、法や条例により義務付けられたものであるから、これに政務活動費を充当することはできないと主張する。

しかしながら、前記1で説示したとおり、政務活動費制度は、議員の政務研究活動の基盤の充実を図ることを目的とするとともに、その使途の透明性を確保しようとしたものであるところ、収支報告書の作成及び提出は、政務活動費制度が適正に運用されるよう、政務活動費の使途の透明性を確保する観点から制度化されたものであると解され、収支報告書の作成及び提出に関する費用は、政務活動費の充当の対象となるものというべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 越前陽悦議員について

ア 証拠（乙4の1、4の2、4の5、16の1）及び弁論の全趣旨によれば、越前陽悦議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号5-1について

5月10日、自民党会派控室において、商工労働部労政・能力開発課のグループマネージャー及び同部地域産業課のサブマネージャーとの間で、6月定例会の一般質問の準備のため、人口減少に対する具体的な取組について情報収集を行った後、質問項目について聞き取りを行い、そのための旅費として5200円を政務活動費から支出した。その後、6月22日、人口減少克服に向けた対策の強化や若者の県内定着に向けた取組についての一般質問を行った。（乙4の1、4の2、16の1〔18、19頁〕、弁論の全趣旨）

(イ) 番号5-2について

5月14日、自民党会派控室において、商工労働部地域産業課サブマネージャーとの間で、6月の定例会の一般質問の準備のための情報収集

を行い、そのための旅費として5200円を政務活動費から支出した。
その後、6月22日、若年・中高年・障害者の雇用対策や、U I J ターン就職促進、若者の県内定着に向けた取組について的一般質問を行った。

(乙4の1、4の2、16の1 [18、19頁]、弁論の全趣旨)

5 (ウ) 番号5-3について

5月31日、自民党会派控室において、総務部財政課財政主幹との間で、6月の定例会の一般質問の準備のため、質問項目の確認等を行い、そのための旅費として5200円を政務活動費から支出した。その後、6月22日、結婚・出産・子育ての希望を実現しやすい環境づくり、国内外からの誘客促進、青森県民の健康づくりとがん対策、医師及び看護職員の県内定着に向けた県の取組と医師を目指す高校生への支援に向けた取組、県内原子力施設の運転等の延期及び関西電力によるむつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設への出資報道等について、一般質問を行った。

(乙4の1、4の2、16の1 [18、19頁]、弁論の全趣旨)

10 (エ) 番号5-4について

6月7日、自民党会派控室において、県土整備部港湾空港課担当者との間で、6月の定例会の一般質問の準備のため、質問項目の確認等を行い、そのための旅費として5200円を政務活動費から支出した。その後、6月22日、外国クルーズ船の寄港数の推移と寄港数増加に向けた県のこれまでの取組、ターミナル施設の開設に向けた具体的な取組及び外国クルーズ船による経済効果をより高めていくための県の取組等について、一般質問を行った。(乙4の1、4の2、4の5、16の1 [18、19頁]、弁論の全趣旨)

15 (オ) 番号5-5について

20 10月4日、青森県立大湊高等学校において、同校の創立70周年記念式典に向け、来賓祝辞を依頼されていたことから、70年の歴史と学

校の取組状況、同校の生徒が文武両道に活躍している状況等について情報収集を行い、そのための旅費として275円を政務活動費から支出した。

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、越前陽悦議員が提出した手控え（乙4の2）は、前記アの活動を行ったことを裏付けるものではなく、打合せ等の文書も作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の文書が作成されていない一事をもって、その打合せ等が行われていないものということはできず、同議員の陳述書（乙4の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、下記の誤記の点を除いてはこれらの記載に特段不合理な点は認められることからすれば、前記アの認定のとおり活動を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

なお、同議員の收支報告書には、6月7日の訪問先として「県土整備部道路課」と記載されている（弁論の全趣旨）ところ、これは前記ア(エ)の認定と抵触するものであるが、この点について、被告は課の記載を誤ったものと主張しているところ、このような誤りが生じることもあり得ないことではないから、このことが前記認定を左右するものとはいえない。

(4) 岡元行人議員について

ア 証拠（乙5の1）及び弁論の全趣旨によれば、岡元行人議員について、

以下の事実が認められる。

(ア) 番号10-1について

5 5月10日、自民党会派控室において、県土整備部次長との間で、道路の利用方法を巡って勃発したトラブルについて、地元町内会役員から相談を受け、農道整備の事業概要等を聞き取り、そのための旅費として3875円を政務活動費から支出した。

(イ) 番号10-2について

10 5月18日、中南地域県民局地域整備部長室において、同部長と面談し、前記(ア)の聞き取り内容についての意見交換等を行い、そのための旅費として625円を政務活動費から支出した。

15 イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について打合せ等の文書も作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の文書が作成されていない一事をもって、打合せ等が行われていないものと認めることはできず、むしろ、岡元行人議員の陳述書（乙5の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められないとからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

25 (5) 三橋一三議員について

ア 証拠（乙6の1～6の3）及び弁論の全趣旨によれば、三橋一三議員に

について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号11-1について

4月17日、自民党会派控室において、商工労働部地域産業課グループマネージャーとの間で、国が新たに予算化した施設整備等に関する施策について説明を受け、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(イ) 番号11-2について

4月27日及び28日、岩手県紫波郡において、オガールプロジェクトオガール紫波株式会社の役員等と面談し、オガールプロジェクトの取組内容、施設規模、利用状況等について説明を受け、また、しづくらすの代表らとともに、地域活性化に関して紫波郡の商店街を視察し、取組等について説明を受けた。そして、そのための旅費（ガソリン代、宿泊代）や視察研修費として合計3万0100円を政務活動費から支出した。

(ウ) 番号11-3について

5月22日、自民党会派控室において、環境生活部自然保護課総括主幹との間で、つがる市で自生が確認された希少水生生物ガシャモクについて、発見者である弘前大学農学生命科学部付属白神自然環境研究センターの助教との意見交換の中で感じた疑問点について確認を行うなどし、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(エ) 番号11-4について

5月29日、つがる市の住民から、保安林の生育により景観が遮られているとの相談を受けたことを契機として、同様の事例等がないかを調査するため、農林水産部林政課森林環境グループのグループマネージャーに、自民党会派控室にきてもらうつもりで電話をかけたが、地域県民局等との確認が必要とのことであり、その後、同マネージャーと電話で打合せをし、今後の対応等についての報告を受けた。そして、そのため

の旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(オ) 番号11-5について

7月2日、自民党会派控室において、農林水産部構造政策課課長との間で、農地転用の許可について、県の権限が拡大したこと等に伴い、農業会議の役割や許可件数にどのような変化が現れているかという点や農業委員の選任方法が選挙から指定方式になった点について、聞き取りを行い、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(カ) 番号11-6について

7月5日、自民党会派控室において、教育委員会スポーツ健康課主事との間で、平成30年7月開催の青森県民スポレク祭で、つがる市で行われることとなっていた3B体操について説明を受けるなどし、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(キ) 番号11-7について

7月13日、自民党会派控室において、議会事務局総務課総括主幹との間で、同議員が副委員長を務める新幹線・鉄道問題対策特別委員会において7月17日に北海道新幹線の高速走行に関して国に対する要望活動を行うことになったことから、当日のスケジュール等について打合せを行い、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(ク) 番号11-8について

7月23日、自民党会派控室において、エネルギー総合対策局次長との間で、核燃料物質等取扱税の制度趣旨や導入に至った経緯等について説明を受け、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

(ケ) 番号11-9について

8月10日、自民党会派控室において、議会事務局総務課総括主幹との間で、国やJR北海道が実施する青函トンネル内での高速走行試験の

スケジュールや内容について説明を受け、そのための旅費として2900円を政務活動費から充当した。

(コ) 番号11-10について

8月22日、自民党会派控室において、次期青森県基本計画の素案が示されたことを契機として、平均寿命の延伸に対する施策について資料を読み込み、疑問点について、健康福祉部健康福祉政策課総括主幹に電話で確認するなどして調査を行い、そのための旅費として2900円を政務活動費から支出した。

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動の文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものと認めるることはできず、むしろ、三橋一三議員の陳述書（乙6の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められることからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

(6) 小檜山吉紀議員について

ア 番号14-1について

(ア) 証拠（乙7の1～3、7の14）及び弁論の全趣旨によれば、小檜山吉紀議員は、4月11日、青森県教育委員会教育長室を訪れ、教育長と

面談し、同人に三沢市の郷土史の完成本を贈呈するとともに、今後の郷土史の作成に当たっての参考にするため、県における郷土史作成における考え方及び今後の計画等について説明を受けた後、意見交換を行い、そのための旅費として合計4860円を政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) このような活動は、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これに係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

(ウ) これに対し、原告らは、上記活動について文書が作成されていないこと等から、上記活動を行ったと認めるることはできない旨主張するが、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動の文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものと認めるることはできず、むしろ、同議員の陳述書（乙7の1）には、上記活動の内容について具体的に記載されているところ、この記載に特段不合理な点は認められないことからすれば、上記のとおり認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

イ 番号14-2について

(ア) 証拠（乙7の1、7の4～6、7の14、7の17、証人小檜山吉紀）及び弁論の全趣旨によれば、小檜山吉紀議員は、4月15日（日曜日）、青森県立美術館を訪問して棟方志功の作品等を鑑賞し、その後、青森市内の棟方志功記念館を訪問したところ、そのために要した旅費として合計4860円、青森県立美術館のチケット代として510円を政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) 上記活動について、被告は、青森県を代表する棟方志功の作品を県内及び県外の人に知つてもらうために、常設展示の可能性等を調査する

ために、来場者数の把握や職員との意見交換をすることを目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有する旨を主張する。

(ウ) しかしながら、同議員が、議員活動として上記作品の常設展示に関する取組等を行っていたなどの事情を認めるに足りる的確な証拠はなく、青森県立美術館や棟方志功記念館への視察と、同議員の議員活動との関連性は客観的に明らかではない。これに加え、これらの施設は、一般的には観光目的や芸術鑑賞目的等で来訪することが想定されるものであり、同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するということができる。したがって、被告において、上記視察の必要性・合理性について適切な反証をすることを要する。

(エ) この点、同議員は、青森県立美術館においては、領収証に氏名を書いてもらう目的で自身の身分を明かしたもの、館内の職員には身分は明かさずに一般客として見学を行ったものであり、職員との意見交換も一般客として質問を行ったにすぎないこと（証人小檜山吉紀〔9、10、20、21頁〕）からすれば、客観的にみれば、上記活動は観光目的等による訪問と何ら異なるところはなく、視察の必要性・合理性を認めるに足りない。また、他に視察の必要性・合理性を認めるに足りる反証はない。

(オ) 以上によれば、上記活動に係る支出が政務活動と合理的関連性を有するものとは認められず、上記全額について、本件使途基準に適合しない違法な支出であるというべきである。

ウ 番号14-3及び番号14-4について

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、小檜山吉紀議員は、6月23日（土曜日）、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する三内丸山遺跡の展

示施設（縄文時遊館）を訪問し、そのための旅費として合計5270円を政務活動費から支出したこと（乙7の1、7の7～9、7の17）、8月2日、同遺跡群を構成する御所野遺跡の展示施設（御所野縄文博物館）を訪問し、そのための旅費として合計8060円を政務活動費から支出したこと（乙7の1、7の14、7の10、7の17）が認められる。

(イ) 上記活動について、被告は、同議員は、県議会の有志で構成する北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟に属しているところ、上記活動は、同連盟の委員として、世界遺産登録に向けた県民の間での気運醸成を体感することや、関係機関との連携等について確認を行うこと等を目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有するものと主張している。そして、同議員は、縄文時遊館への来訪時には、職員に対し、小牧野遺跡との連携等について質問等を行い（証人小檜山吉紀〔4、5、13～15頁〕）、御所野縄文博物館への来訪時には、学芸員に対し、岩手県庁と青森県庁との連携について質問等を行った（証人小檜山吉紀〔16～17頁〕）ものと認められるところ、同議員は、6月22日に、県議会の一般質問において、北海道・北東北の縄文遺跡群の早期の世界遺産登録実現に向けて、今後どのような取組みを行うか質問を行い、知事からの答弁を得ていた（乙7の16〔5枚目〕、7の17、証人小檜山吉紀〔4頁〕）ことが認められる。

以上によれば、客観的にみて、上記活動に係る支出は、同議員の政務活動との間に合理的関連性が認められ、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法であるといえる。

(ウ) これに対して、原告らは、縄文自遊館や御所野縄文博物館に訪問の記録が残っていないことから、上記活動を行ったとは認められない旨、

私的な美術館訪問と区別することができない旨を主張する。しかしながら、同博物館については同議員を宛名とする領収証（乙7の10）が存在するから、同議員が同博物館に訪問したことは明らかであるし、縄文自遊館についても、同施設側に訪問の記録が残っていないことによって、同施設を訪問したことが直ちに否定されるものではなく、同施設に訪問したとする同議員の陳述や証言に不自然なところは認められないことからすれば、上記のとおり訪問を行ったものと認められる。また、一般的には、これらの施設には観光目的等での訪問が想定されるものではあり、このことは同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形容的事実に該当するということができるが、上述のとおり、同議員の議員活動の客観的状況についての反証に照らせば、縄文自遊館や御所野縄文博物館への訪問は、同議員の政務活動と合理的関連性があるものというべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

エ 番号14-5について

(ア) 証拠（乙7の1、7の11～14、7の17）及び弁論の全趣旨によれば、小檜山吉紀議員は、11月17日（土曜日）、県立郷土館を訪問し、そのための旅費として合計4860円、観覧料として310円を政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) 上記活動について、被告は、同議員は、県無形民俗文化財に指定された三沢市の岡三沢神楽の展示状況を確認し、無形民俗文化財の現況と保存に向けた先進事例等について職員と意見交換することや、県民の民俗文化財への関心度を把握することを目的とするものであり、上記活動に係る支出は政務活動との間に合理的関連性を有するものである旨主張する。

(ウ) しかしながら、県立郷土館は、一般的には観光目的等により訪問す

ることも想定されるものであるから、同視察の実質が私的な観光であつて、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するということができる。したがつて、被告において、上記視察の必要性・合理性について適切な反証をすることを要する。

5 (エ) この点、同議員は、陳述書（乙7の17）において、同施設において、職員から無形民俗文化財の現況と保存に係る先進事例について説明を受けたなどと記載する一方、職員に対してモニターの操作方法等を尋ねたのみで、その他については何も話していない旨を証言する（証人小檜山吉紀〔18、22、23頁〕）など、供述内容を変遷させており、その理由について何ら合理的な説明もないから、同議員が、同施設において、職員との意見交換を行ったものとは認められない。そうすると、客観的にみて、上記活動は、観光目的等の訪問と何ら異なるところはなく、視察の必要性・合理性を認めるに足りない。また、他に視察の必要性・合理性を認めるに足りる反証はない。

10 15 (オ) 以上によれば、上記活動に係る支出が政務活動と合理的関連性を有するものとは認められず、上記全額について、本件使途基準に適合しない違法な支出であるというべきである。

15 20 オ 以上によれば、小檜山吉紀議員による番号14-2の支出（合計5370円）及び番号14-5の支出（合計5170円）は違法なものであり、同議員は合計1万0540円を法律上の原因なく、青森県の損失により利得しているものというべきであるから、青森県は同議員に対し、同額の不当利得返還請求権を有しているものといえる。

(7) 櫛引ユキ子議員について

ア 証拠（乙8の1、8の2、16の1）及び弁論の全趣旨によれば、櫛引ユキ子議員について、以下の事実が認められる。

25 (ア) 番号15-1について

5月23日、自民党会派控室において、健康福祉部障害福祉課担当者から、一般質問の準備のため、発達障害等のある児童生徒の教育相談の取組状況や発達障害等のある児童生徒に対する発達段階に応じた支援について聞き取りを行い、そのための旅費として1650円を政務活動費から支出した。その後、6月20日、議会において発達障害等のある児童生徒の対応について一般質問を行った。(乙8の1、8の2、16の1〔8頁〕、弁論の全趣旨)

(イ) 番号15-2について

10 5月30日、自民党会派控室において、環境生活部県民生活文化課担当者から、一般質問の準備のため、あおもり性暴力被害者支援センターの業務が増加している状態の中で、開設から1年経過した同センターの実績と県警や他機関との関わり方について聞き取りを行い、そのための旅費として1650円を政務活動費から支出した。その後、6月20日、議会において、性犯罪・性暴力被害者への支援について一般質問を行つた。(乙8の1、8の2、16の1〔8頁〕、弁論の全趣旨)

15 (ウ) 番号15-3について

20 6月1日、自民党会派控室において、農林水産部総合販売戦略課担当者から、一般質問の準備のため、次期攻めの農林水産業推進基本方針策定に当たっての考え方及び販売意欲のある農業者が実需者と結びつく機会を創出するための取組について聞き取りを行い、そのための旅費として1650円を政務活動費から支出した。その後、6月20日、議会において、攻めの農林水産業推進基本方針策定に当たっての基本的な考え方及び販売意欲のある農業者が実需者と結びつく機会を創出するための方策等について、一般質問を行つた。(乙8の1、8の2、16の1〔8頁〕、弁論の全趣旨)

25 (エ) 番号15-4について

9月18日、自民党会派控室において、健康福祉部こどもみらい課担当者から、決算特別委員会で質問をするために、あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業について聞き取りを行い、そのための旅費として1650円を政務活動費から支出した（乙8の1、8の2、弁論の全趣旨）。

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動について文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものということはできず、むしろ、櫛引ユキ子議員の陳述書（乙8の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められないとからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

(8) 夏堀浩一議員について

ア 証拠（乙9の1～8、16の2、16の4）及び弁論の全趣旨によれば、夏堀浩一議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号16-1について

9月13日、自民党会派控室において、9月定例会における一般質問の準備のため、①総務部財政課財政主幹との間で、関係部局から聞き取りを行う日程の確認、質問項目等の確認を行い、②企画政策部企画調整

課担当者との間で、次期青森県基本計画の策定及び人口減少に向けた移住者獲得の取組について、現状を聞き取りした後、今後の取組等について意見交換を行い、③農林水産部総合販売戦略担当者及び同部畜産課担当者との間で、減塩対策及び獣医師確保対策について、現状を聞き取りした上で、今後の取組等について意見交換を行い、これらのための旅費として4200円を政務活動費から支出した。

その後、9月の定例会において、次期青森県基本計画の策定、人口減少に向けた移住者獲得の取組、減塩対策及び獣医師確保対策について一般質問を行った。（乙9の1、9の2、16の2〔19頁〕、弁論の全趣旨）

(イ) 番号16-2について

1月29日、自民党会派控室において、総務部財政課財政主幹との間で、2月の定例会における一般質問の準備のため、関係部局から聞き取りを行う日程の確認、質問項目等の確認を行い、そのための旅費として合計9490円を政務活動費から支出した（乙9の1～5、16の4〔37～38頁〕）。

(ウ) 番号16-3について

2月12日、自民党会派控室において、県土整備部道路課担当者及び同部河川砂防課担当者との間で、3月の定例会における一般質問の準備のため、馬淵川水系の治水対策及び三八地域の道路に関する取組状況について、聞き取りをした後、今後の取組等について意見交換を行い、そのための旅費として合計6032円を支出した。

その後、3月の定例会において、馬淵川水系の治水対策及び三八地域の道路に関する取組状況について一般質問を行った。（乙9の1、9の2、9の6～8、16の4〔37～38頁〕、弁論の全趣旨）

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる

調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動の文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものということはできず、むしろ、夏堀浩一議員の陳述書（乙9の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められることからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

(9) 蛭澤正勝議員について（番号19-1について）

ア 証拠（乙10の1～4）及び弁論の全趣旨によれば、蛭澤正勝議員は、4月18日、①上北地域県民局地域農林水産部長室において、同部部長及び同部畜産推進監と面談し、小川原湖漁業協同組合から、小川原湖の水質汚染の状況が進んでおり、原因として六ヶ所村庄内地区の酪農が考えられるという意見があったことを踏まえ、庄内地区の畜産排泄物対策の状況を調査し、今後の対策等について意見交換を行い、②同局地域整備部長室において、同部部長と面談し、庄内地区酪農家の排水が内沼に流入していることについて聞き取り調査を行い、これらのための旅費として1200円を政務活動費から支出したこと、同議員は、議会の定例会において、小川原湖に流入する姉沼及び内沼の水質環境や、小川原湖流域の水質改善に向けた取組について一般質問を行ったことが認められる。

イ 上記活動は、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する

行為で、上記活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、これらの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張するが、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動の文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないということはできず、むしろ、同議員の陳述書（乙10の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められることからすれば、上記認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

(10) 沼尾啓一議員について

ア 証拠（乙11の1～8、11の10～22、16の2、16の4）及び弁論の全趣旨によれば、沼尾啓一議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号20-1について

4月13日、自民党会派控室において、環境生活部青少年・男女共同参画課青少年グループマネージャーから、青森県子ども・若者育成支援事業推進計画について、今後の一般質問等に備えて、ポンチ絵等の資料に基づき説明を受け、そのための旅費として合計4110円を政務活動費として支出した。

(イ) 番号20-2について

5月10日、自民党会派控室において、環境生活部環境保全課水大気環境グループマネージャーとの間で、小川原湖にほぼ毎年発生するアオコや糸状藍藻の発生元が姉沼・内沼と目されていることについて、水質調査の実施方法や小川原湖漁業協同組合、国及び関係機関・団体とのように連携して進めめるのか確認をし、そのための旅費として合計411

0円を政務活動費から支出した)。

(ウ) 番号20-3について

7月2日、自民党会派控室において、農林水産部水産振興課担当者及び県土整備部道路課担当者との間で、県政報告会の準備のため、密漁防止監視船の新造船の完成時期及び性能や、国道394号榎林バイパスの整備状況及び計画完了時期について確認を行い、そのための旅費として合計4110円を政務活動費から支出した。

(エ) 番号20-4について

8月8日、自民党会派控室において、環境生活部男女共同参画課担当者との間で、東北町のカナリヤ保育園では障がいがあるため保育園でも受け入れない子どもを独自に受け入れているとの話を受けて、県の取り組みについて聞き取り調査を行い、そのための旅費として合計4110円を政務活動費から支出した。その後、8月20日、同調査の細部確認をした上で、翌日の環境厚生委員会において、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への対応について質疑を行った。

(オ) 番号20-5について

8月27日、上北地域県民局地域整備部において、同部部長との間で、県道上北・七戸停線東北町新館地区の拡幅、甲地バイパス工事の進捗状況と完了予定、小川原湖青年の家入り口付近のカーブ改良及び青い森鉄道上北町駅トイレ水洗化について確認するとともに、早期計画化、着手完了を要請し、これらの打合せのための旅費として850円を政務活動費から支出した。

(カ) 番号20-6について

9月13日、自民党会派控室において、商工労働部労政・能力開発課担当者等から、9月の定例会における一般質問の準備のため、県の高齢者の就労に向けた取組について説明を受け、そのための旅費として合計



4110円を政務活動費から支出した。その後、10月1日、9月の定例会において、高齢者の活躍について一般質問をした。（乙11の1、11の2、11の10、11の11、11の20、16の2〔24頁〕、弁論の全趣旨）

（甲）番号20-7について

9月18日、自民党会派控室において、観光国際戦略局誘客交流課国際誘客グループマネージャーから、9月の定例会における一般質問の準備のため、三沢市における「乗馬・カヌー・サイクリングのトライアスロン」事業の内容及び現状、今後のインバウンドの更なる拡大に向けた県内各地の受け入れ体制の充実拡大について聞き取りを行い、そのための旅費として合計4110円を政務活動費から支出した。その後、10月1日、9月の定例会において、インバウンド対策の推進について一般質問をした。（乙11の1、11の2、11の12、11の13、16の2〔24頁〕、弁論の全趣旨）

（乙）番号20-8について

平成31年2月18日、自民党会派控室において、健康福祉部がん・生活習慣病対策課担当者等から、同年2月の定例会における一般質問の準備のため、第一次産業従事者の健康づくりについて聞き取りを行い、そのための旅費として合計4110円を政務活動費から支出した。その後、同月28日の定例会において、第一次産業従事者の健康づくりについて一般質問をした。（乙11の1、11の2、11の14、11の15、11の21、11の22、16の4〔31頁〕、弁論の全趣旨）

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認めら

れる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動の文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものということはできず、むしろ、同議員の陳述書（乙11の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、下記の誤記の点を除いてこれらの記載に特段不合理な点は認められないとからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

なお、同議員の収支報告書には、7月2日の訪問先として「整備企画課」と、9月13日の訪問先として「高齢福祉保険課」と記載されており（弁論の全趣旨）、これらは前記ア(ウ)及び(カ)の認定と抵触するものであるが、この点について、被告は記載を誤ったものと主張しており、このような誤りが生じることもあり得ないことではないから、このことが前記認定を左右するものとはいえない。

(11) 横浜力議員について

ア 証拠（乙12の1～9、16の1、16の4）及び弁論の全趣旨によれば、横浜力議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号23-1について

4月14日、アップルパレス青森において、県土整備部整備企画課課長及び総括主幹との間で、県議会建設委員会委員長に就任したことを受け、委員会所管事業の理解を深めるため、青森県工業用水事業について調査を行い、そのための旅費として6350円を政務活動費から支出した。

(イ) 番号23-2について

5 5月8日、自民党会派控室において、6月の定例会の一般質問の準備のため、総務部財政課財政主幹との間で、総枠の方向性等について打合せを行い、また、エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課等の関係部局と一般質問の打合せを行い、これらの打合せのための旅費として6350円を政務活動費から支出した。

その後、6月21日の定例会において、上記の打合せを踏まえ、行財政改革の推進、人口減少に対応した地域づくり、下北地域における漁業振興、下北地域の観光振興、風力発電関連産業の振興及び警察官の職務倫理について一般質問を行った。（乙12の1～3、16の1

10 [14、15頁]、弁論の全趣旨）

(ウ) 番号23-3について

15 5月16日、自民党会派控室において、農林水産部農林水産政策課担当者及びエネルギー総合対策局エネルギー開発振興課担当者等との間で、6月の定例会における一般質問の準備のため、風力発電関連産業の振興等について意見交換を行い、そのための旅費として6350円を政務活動費から支出した。

その後、6月21日の定例会において、風力発電関連産業の振興について一般質問を行った。（乙12の1、12の4、12の8、16の1

[14、15頁]、弁論の全趣旨）

20 (エ) 番号23-4について

5月23日、自民党会派控室において、商工労働部地域産業課担当者、企画政策部企画調整課担当者及び健康福祉部医療薬務課担当者等との間で、6月の定例会における一般質問に向けて、人口減少に対応した地域づくりや医師の地域偏在解消等についてどのように取り組むのかという点について、意見交換及び調査を行い、そのための旅費として6350円を政務活動費から支出した。

その後、6月21日の定例会において、人口減少に対応した地域づくり及び青森県における医師の地域偏在解消について一般質問を行った。

(乙12の1、12の5、16の1 [14、15頁]、弁論の全趣旨)

(オ) 番号23-5について

平成31年1月15日、自民党会派控室において、農林水産部水産振興課担当者及び県土整備部道路課担当者等から、同年2月の定例会における一般質問の準備のため、下北地区の道路整備等について調査を行い、そのための旅費として6350円を政務活動費から支出した。

その後、同月28日の定例会において、下北地域広域避難路の整備等について一般質問を行った。(乙12の1、12の6、12の9、16の4 [28頁]、弁論の全趣旨)

(カ) 番号23-6について

平成31年2月14日、自民党会派控室において、エネルギー総合対策局原子力立地対策課担当者等との間で、同年2月の定例会における一般質問の準備のため、原子力政策等について意見交換等を行い、そのための旅費として、6350円を政務活動費から支出した。

その後、同月28日の定例会において、原子力政策等について一般質問を行った。(乙12の1、12の7、12の9、16の4 [28頁]、弁論の全趣旨)

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めるることはできない旨主張する。

しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の文書が作成されていない事をもって、当該文書が作成されていないものということはできず、むしろ、同議員の陳述書（乙12の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められないことからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

（12）寺田達也議員について（番号24-1及び24-2について）

ア 証拠（乙13の1、13の2、16の2〔29、30頁〕）及び弁論の全趣旨によれば、寺田達也議員は、8月20日及び同月27日、自民党会派控室において、総務部財政課財政主幹等との間で、9月の定例会の準備のため、意見交換等を行い、そのための旅費として、1日につき1700円（合計3400円）を政務活動費から支出したこと、その後、10月2日、9月の定例会において、上記の意見交換等を踏まえ、人口の還流促進の取組、インバウンド対策、子育て支援、西北地域の稲作の振興、「攻めの農林水産業」を支える試験研究の推進、防災インフラ機能の強化及び森林経営管理制度について、一般質問を行ったことが認められる。

イ これらの意見交換等の活動は、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、上記活動について文書が作成されていないこと等から、上記活動を行ったと認めるることはできない旨主張する。しかしながら、前記(1)で説示したとおり、意見交換等の活動について文書が作成さ

5 れていない事をもって、当該活動が行われなかつたものということはで
きず、むしろ、同議員の陳述書（乙13の1）には、上記活動の内容につ
いて具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認
められないことからすれば、前記アの認定のとおり意見交換等を行つたも
のと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採
用することができない。

10 (13) 鳴海惠一郎議員について

ア 証拠（14の1、14の1の1～1の3、14の2～4、16の1、1
6の3）及び弁論の全趣旨によれば、鳴海惠一郎議員について、以下の事
実が認められる。

15 (ア) 番号28-1について

4月16日、自民党会派控室において、議会事務局調査課担当者との
間で、政務活動費の提出書類記載方法、提出書類及び記載内容について
確認・修正等を行い、そのための旅費として2000円を政務活動費か
ら支出した。

20 (イ) 番号28-2から28-6について

4月27日、自民党会派控室において、総務部財政課担当者との間で、
6月の定例会の一般質問の準備のため、担当部署からの聞き取りの日程
調整のための打合せを行い、そのための旅費として合計2100円を政
務活動費から支出した（番号28-2）。

25 5月30日、6月5日及び同月6日、自民党会派控室において、県警
警務部総務課担当者との間で、6月の定例会の一般質問の準備のため、
LED信号灯器着雪・凍結対策実用化研究事業補助金事業に関する取組
等について議論を行うほか、一般質問の原稿作成等を行い、これらのた
めの旅費として、1日につき2000円（合計6000円）を政務活動
費から支出した（番号28-3～28-5）。

6月13日、自民党会派控室において、総務部財政課担当者との間で、6月の定例会の一般質問の準備のため、予定している一般質問の内容が他の議員と重複していないか等の打合せを行い、そのための旅費として2000円を政務活動費から支出した（番号28-6）。

その後、6月20日の定例会において、上記の打合せ等を踏まえ、青森県の人財育成・確保及び地域資源の保護・活用、県民の行政参画、県内の交通環境の整備（LED信号灯器の着雪・凍結対策等）について一般質問を行った。（乙14の1、14の1の1、14の2、14の3、16の1〔11、12頁〕、弁論の全趣旨）

10 (ウ) 番号28-7について

11月9日、自民党会派控室において、商工労働部労政・能力開発課担当者との間で、11月の定例会の一般質問の準備のため、高等学校教育改革推進計画、工業高校生の県内定着に向けた県内工業高校の在り方、普通高校との共存及びものづくり企業の人材不足の関係性について議論等をし、そのための旅費として合計2175円を政務活動費から支出した。

その後、同月30日の定例会において、青森県立高等学校教育改革推進計画等について一般質問を行った。（乙14の1、14の1の2、14の1の3、14の2、14の4、16の3〔18頁〕、弁論の全趣旨）
イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から支出したことは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていないこと等から、これらの活動を行ったと認めるることはできない旨主張する。

しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動について文書が作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものということはできず、むしろ、同議員の陳述書（乙14の1）には、これらの活動の内容について具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められることからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

エ また、原告らは、前記ア(ア)の支出について、政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体の費用は、法や条例により義務付けられたものであるから、これに政務活動費を充当することはできないと主張するが、これを採用できないことは前記(2)エで説示したとおりである。

(14) 齊藤直飛人議員について

ア 証拠（乙15の1、15の2、16の1、16の3）及び弁論の全趣旨によれば、齊藤直飛人議員について、以下の事実が認められる。

(ア) 番号29-1及び29-2について

5月29日及び6月7日、自民党会派室において、総務部財政課財政主幹から、6月の定例会の一般質問の準備のため、次期青森県基本計画における産業振興の考え方、クルーズ船誘致促進、りんごの産業振興、県民の健康管理の推進、「だし活」の成果、青森県の独自の取組である「A! Premium」の成果と今後の取組及び県立高等学校教育改革推進計画等について説明を受け、これらの打合せの旅費として、1日につき1350円（合計2700円）を政務活動費から支出した。

その後、6月21日の定例会において、次期青森県基本計画における産業振興の基本的な考え方、県民のヘルスリテラシーの向上、青森港におけるクルーズ船の誘致活動、「A! Premium」西日本展開拠点における活動状況、りんご産業の振興、「だし活」の取組及び学校にお

ける働き方改革について一般質問を行った。（乙15の1、15の2、
16の1〔15、16頁〕、弁論の全趣旨）

(イ) 番号29-3について

11月5日、自民党会派室において、総務部財政課財政主幹から、1
5
1月の定例会における一般質問の準備のため、りんご黒星病対策、ぶ
どうの生産振興、青森りんごの輸出促進、インバウンドの取組、青森
県立高等学校教育改革推進計画、県内の高校生の大学進学、子どもの
社会的養育の推進及び第80回国民スポーツ大会に向けた青森県の取
組について説明を受け、そのための旅費として1350円を政務活動
費から支出した。
10

その後、11月29日の定例会において、りんご黒星病対策、ぶどう
の生産振興、青森りんごの輸出促進、インバウンドの取組、青森県立
高等学校教育改革推進計画、県内の高校生の大学進学、子どもの社会
的養育の推進及び第80回国民スポーツ大会に向けた青森県の競技力
向上の取組について一般質問を行った。（乙15の1、15の2、1
15

6の3〔16、17頁〕、弁論の全趣旨）

イ 前記アで認定した活動は、いずれも議員としての議会活動の基礎となる
調査研究活動に属する行為で、これらの活動に係る旅費を政務活動費から
支出したこととは、政務活動と合理的関連性を有するものであり、他に特段
の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認めら
れる。
20

ウ これに対し、原告らは、前記アの活動について文書が作成されていない
こと等から、これらの活動を行ったと認めることはできない旨主張する。
しかしながら、前記(1)で説示したとおり、打合せ等の活動について文書が
作成されていない一事をもって、当該活動が行われていないものというこ
とはできず、同議員の陳述書（乙15の1）には、これらの活動の内容に
25

ついて具体的に記載されているところ、これらの記載に特段不合理な点は認められないことからすれば、前記アの認定のとおり打合せ等を行ったものと認められるのであって、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

5 (15) 北紀一議員について（番号32-1について）

ア 証拠（乙1、20の1）及び弁論の全趣旨によれば、北紀一議員は、政務活動を補助する事務職員が高齢でありパソコンを使用した集計入力業務ができなかつたため、政務活動費収支報告書の集計入力業務を外部に委託し、8月3日、その委託料として5万4000円を政務活動費から支出したことが認められるところ、このような支出も政務活動と合理的関連性があると認められ、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

10

イ これに対し、原告らは、政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体の費用は、法や条例により義務付けられたものであるから、これに政務活動費を充当することはできないと主張するが、これを採用できないことは前記(2)エで説示したとおりである。

15

ウ また、原告らは、同議員が、事務職員の給与として年間195万円を政務活動費から支出しているにもかかわらず、それに加えて事務の費用を政務活動費から支出することは違法である旨主張するが、前記アのとおり、上記事務職員による作業が困難であったため、外部に委託したことは必要性・合理性が認められ、また上記委託料が高額に過ぎるなどの事情も認められないから、かかる反証に照らし、原告らの上記主張は採用することができない。

20

4 事務所費、事務費及び人件費への支出の違法性について

25

(1) 事務所費、事務費及び人件費への支出について

政務活動の拠点となる議員の事務所は、政務活動以外の活動にも使用され

ることが想定されることから、本件マニュアルにおいては、事務所の賃借料や光熱水費等の事務所費として政務活動費を支出する場合には、使用の実態に合わせ、政務活動が全体の活動に占める割合により按分することとし、使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、本件按分率表により、活動の目的ごとに均等に按分することができるものとされ、事務費や人件費についても、同様に、本件按分率表により按分を行うことをされている（前記第2の3(2)アないしウ）ところ、このような本件マニュアルの記載は、本件使途基準等の法令の定めに照らして合理的なものといえるから、本件マニュアルに即して事務所等の支出がなされた場合には、特段の事情がない限り、本件使途基準に適合し、適法な支出と認められると解するのが相当である。

以下では、このような観点から、個々の支出の違法性について検討する。

(2) 北紀一議員について

ア 番号32-6について

(ア) 証拠（乙20の4）及び弁論の全趣旨によれば、北紀一議員は、議員事務所の平成30年度における固定電話代7万9344円を、按分することなく全て政務活動費から支出したことが認められる。

(イ) そこで、上記支出の違法性について検討すると、北紀一議員は、平成30年度においては後援会活動及び政党活動は全くなかった旨証言している（乙20の8〔2頁〕、証人北紀一〔4、5頁〕）ところ、同議員の自宅、議員事務所、同議員の後援会と同議員が代表を務める国民民主党青森県第1行政区支部の事務所は隣接しているものの、それぞれ別個に所在していること（乙20の3、20の8、証人北紀一〔1頁〕）、平成30年の同議員の後援会の収支報告書及び上記支部の収支報告書においては、いずれも収入及び支出が0円となっており（乙20の6、20の7）、同年において選挙がなかったこと（証人北紀一〔3頁〕）か

ら後援会活動及び政党活動はほとんど行われていなかつたことが認められる。他方で、同議員は、当時、上記支部の代表であり、国民民主党においては、1～2か月に1回程度、総会が開催されていた（乙20の1、20の8、証人北紀一〔8、9、11頁〕）のであるから、それに伴う連絡があつたものと考えられる。そして、上記支部の収支報告書には、事務担当者の電話番号として議員事務所の電話番号が記載されていること（乙20の2、20の7）、同議員も同政党の田名部議員からの連絡は議員事務所の固定電話にされていた旨を証言していること（証人北紀一〔11～12頁〕）からすれば、政党活動に関する連絡は議員事務所になされていていたものと認められる。

(ウ) したがつて、同議員の議員事務所の固定電話は、政務活動のみならず、政党活動にも一部使用されていたものというべきあり、同事務所の固定電話代に政務活動費を支出するに当たつては、使用の実態等により按分すべきところ、上記のとおり、選挙のない年においては、後援会活動及び政党活動はほとんど行われていなかつたこと、国民民主党の総会の頻度が1～2か月に1回程度であること等の本件に顧れた諸事情に照らすと、政党活動に関する連絡に使用した割合を1割と認めるのが相当である。

(エ) そうすると、同事務所の固定電話代について10分の9を超えて政務活動費から支出した分（7934円）については、政務活動との合理的関連性は認められないから、本件使途基準に適合せず、違法なものと認められ、その余の支出は、本件使途基準に適合し、適法であるというべきである。

(オ) これに対し、原告らは、同議員の議員事務所の固定電話は後援会活動にも使用されていたことから、少なくとも按分率は3分の1とすべきである旨を主張するが、同議員は平成31年4月の県議会選挙には出馬し

なかった（証人北紀一〔1頁〕）ところ、平成30年当時、議員事務所に後援会に関する連絡がなされていたことを窺わせる事情は認められず、同事務所の電話が後援会活動にも使用していたものとは認められない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

5 (カ) 他方、被告は、同議員は政党活動を行っていないことから、按分をする必要はない旨を主張するが、当時、同議員が政党活動にほとんど参加していなかったとしても、政党に所属し、支部の代表を務めている以上、政党活動に関する連絡が一切ないということは考え難く、上述のとおり、議員事務所の固定電話が政党活動にも使用されていたものというべきであるから、被告の上記主張は採用することができない。

10 イ 番号32-2、32-3及び32-5の支出について

(ア) 証拠（乙20の1、20の2）及び弁論の全趣旨によれば、北紀一議員は、政務活動を行う議員事務所の平成30年度における賃借料36万円（番号32-2）、電気代16万9348円（番号32-3）及び灯油代3万4128円（番号32-5）を、按分することなく全て政務活動費から支出したことが認められる。

15 (イ) そこで、これらの支出の違法性について検討すると、前記アで認定したとおり、同議員の議員事務所は、政務活動のみならず、政党活動にも一部使用されていたものというべきあり、その政党活動に使用した割合を1割と認めるのが相当であるから、同事務所の上記各費用について10分の9を超えて政務活動費から支出した分（合計5万6346円（賃借料3万6000円、電気代1万6934円及び灯油代3412円））については、政務活動との合理的関連性は認められないから、本件使途基準に適合せず、違法なものと認められ、その余の支出は、本件使途基準に適合し、適法であるというべきである。

20 (ウ) これに対して、原告らは、平成30年の同議員の後援会及び上記支部

の収支報告書に記載されている電話番号と議員事務所の電話番号が一致している（乙20の2、20の6、20の7）ことから、同議員は、議員事務所において後援会や政党の活動を行っていたものと考えられるとして、議員事務所に係る事務所費を本件按分率表により按分すべきである旨主張する。

(エ) しかしながら、同議員の議員事務所で後援会活動を行っていたと認められないことは前記ア(オ)のとおりであり、按分率については、原告らにおいて、これが不当であることを具体的な事実関係をもって指摘するものではないから、上記主張は採用することができない。

(オ) 他方、被告は、同議員は政党活動を行っていないかったことから、按分をする必要はない旨を主張するが、これが採用できないことは前記ア(カ)で説示したとおりである。

ウ 番号32-4について

(ア) 証拠（乙20の1、20の2）及び弁論の全趣旨によれば、北紀一議員の自宅と議員事務所の水道のメータは共用となっているところ、同議員は、平成30年度における自宅と議員事務所の水道代及び下水道代の3分の1（水道代は年間1万9974円、下水道代は年間1万0322円）を政務活動費から支出していることが認められる。

(イ) この点について、同議員の陳述書（乙20の1）によれば、自宅における水道・下水道の使用実態を踏まえて3分の1に按分したものと認められ、本件マニュアルに即した支出ということができ（なお、本件按分率表においては、事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部を2分の1、議員全体の活動を2分の1とするものとされており、本件按分率表に照らしても、相当な範囲内の支出になっているものといえる。）、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

(ウ) これに対して、原告らは、同議員の議員事務所においては、後援会活動及び政党活動も行っていたことから、少なくとも全体の4分の1を超える支出分は違法なものである旨主張するが、これが採用できないことは前記ア(オ)及びイ(エ)で説示したとおりである。

5 番号32-7について

(ア) 証拠（乙20の1、20の8、証人北紀一〔5頁〕）及び弁論の全趣旨によれば、北紀一議員は、所持する携帯電話について、政務活動だけではなく私的活動にも使用しているとして、平成30年度における携帯電話代を2分の1で按分した額である3万3002円を政務活動費から支出したことが認められるところ、これは本件マニュアルの本件按分率表に沿ったものであり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

10
15 (イ) これに対し、原告らは、同議員は、携帯電話を後援会活動及び政党活動にも使用していることから、4分の1で按分すべきである旨主張するが、同議員が携帯電話を後援会活動及び政党活動にも使用していることを推認させる一般的、外形的事実を具体的に主張立証すべきであるところ、原告らにおいてそのような主張立証はないから、原告らの上記主張は採用することができない。

オ 番号32-8について

20 (ア) 証拠（乙20の5の1～12）によれば、北紀一議員は、議員事務所において政務活動補助事業専属の職員の平成30年度の賃金として、195万円を政務活動費から支出したことが認められる。

25 (イ) そこで、上記支出の違法性について検討すると、前記アで認定したとおり、同議員の議員事務所は、政務活動のみならず、政党活動にも一部使用されていたものというべきあり、その政党活動に使用した割合を1割と認めるのが相当であるから、同事務所の職員の入件費について1

0分の9を超えて政務活動費から支出した分（19万5000円）については、政務活動との合理的関連性は認められないから、本件使途基準に適合せず、違法なものと認められ、その余の支出は、本件使途基準に適合し、適法であるというべきである。

(イ) これに対して、原告らは、同議員の議員事務所の職員は、後援会活動及び政党活動にも従事しているものとして、少なくとも3分の1で按分すべきである旨主張するが、これが採用できないことは前記ア(オ)及びイ(エ)で説示したとおりである。

(エ) 他方、被告は、同議員は政党活動を行っていなかったことから、按分をする必要はない旨を主張するが、これが採用できないことは前記ア(カ)で説示したとおりである。

カ 以上によれば、北紀一議員による番号32-2、32-3、32-5、32-6及び32の8の支出のうち25万9280円（前記ア(エ)、前記イ(イ)及び前記オ(イ)の合計）の支出については違法であり、同議員は同額を法律上の原因なく、青森県の損失により利得しているものというべきであるから、青森県は同議員に対し、同額の不当利得返還請求権を有しているものと認められる。

(3) 田中満議員について（番号33-1～33-3について）

ア 証拠（乙21の1、21の2）及び弁論の全趣旨によれば、田中満議員は、平成30年度の事務所費及び事務費を2分の1で按分した額を政務活動費から支出しており、具体的には、政務活動を行う議員事務所の賃貸料54万円、ガス代1万1091円、灯油代1万2900円、電気代5万5128円、水道代9180円、下水道代5860円、事務所警備代4万8600円、光電話・光回線代4万1603円を政務活動費から支出したこととが認められる（なお、当初の政務活動費の收支報告書では、議員事務所は政務活動専用であるとして事務所費及び事務費の全額を政務活動費から

支出していたが、一時期議員事務所壁に政党ポスターを掲示していたため、外見上は政党活動と見なされるおそれがあるとの指摘を受け、令和2年8月5日、自主的に政党事務所と兼用するものとして按分率を2分の1と訂正し、事務所費及び事務費の2分の1を返還した（弁論の全趣旨）。

田中満議員については、同議員の後援会の事務所は、同議員の自宅の住所地に所在しており、同議員の議員事務所とは別個に所在していること（乙21の1、21の2、21の4）、平成30年の同議員の後援会の収支報告書の収入及び支出はいずれも0円であり、後援会活動がほとんど行われていなかつたと認められる。

そうすると、同議員が事務所費及び事務費を政党事務所との兼用として2分の1で按分して政務活動費から支出したことは、本件マニュアルに従った相当な範囲内の支出であり、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

イ これに対して、原告らは、同議員の議員事務所の電話番号と、後援会の収支報告書に記載された電話番号が一致していることから、同議員が議員事務所において後援会活動を行っていたと認められ、事務所費及び事務費は少なくとも3分の1で按分すべきである旨主張する。

しかしながら、平成30年度事務所状況報告書（乙21の2）に記載された議員事務所の電話番号と後援会の収支報告書（乙21の4）に記載された後援会事務所の電話番号の記載は異なっているから、原告らの上記主張は、その前提を欠き採用することができない。

ウ また、原告らは、番号33-2の支出について、事務所警備代を政務活動費から支出することは、本件使途基準に適合せず、違法である旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルにおいては、事務所費の支出は、事務所としての要件を有していることが必要であり、自宅の一室を事務室とし

ていることのみでは、その警備料を政務活動費から支出できないとしている（乙1〔17頁〕）ものの、外形上の形態、機能から事務所としての要件を有している場合に、その警備料を政務活動費から支出することまでを否定する趣旨であるとは認められず、むしろ、警備料は、議員事務所の管理のために必要な費用であり、事務所費として政務活動費から支出することも許容されるというべきである。

そして、前記アで認定したとおり、田中満議員の議員事務所は、自宅とは別個に所在しており、外形上の形態、機能から事務所としての要件を有しているものと認められるから、同事務所の警備料を政務活動費から支出することは、本件マニュアルに沿うものといえるところ、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法なものと認められる。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

5 以上によれば、原告の請求は、小檜山吉紀議員に対し1万0540円を、北紀一議員に対し25万9280円をそれぞれ青森県に支払うよう求める限度で理由があるから、これらをいずれも認容し、その余の請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

鈴木義和

裁判官

佐々木大慧

裁判官

鈴木祥平

別表

按分方法（事務所費・事務費・人件費）

(実態等による按分を行うことが著しく困難な場合の政務活動費充当の割合)

事務所の設置形態	活動の内容等	事務所費		事務費	人件費
		賃借料	光熱水費等		
第三者からの借上げ	政務活動のみ	全額	全額	全額	全額 (専任)
	政務活動 +後援会活動	1/2	1/2	1/2	1/2
	政務活動 +後援会活動 +政党活動	1/3	1/3	1/3	1/3
自宅等に設置	政務活動のみ	不可	1/2	全額 (1/2)	全額 (専任)
	政務活動 +後援会活動	不可	1/4	1/2 (1/4)	1/2
	政務活動 +後援会活動 +政党活動	不可	1/6	1/3 (1/6)	1/3

(表の考え方)

- ① 活動内容（人件費は業務内容）ごとに均等に按分することを基本とする。なお、表中の活動内容の組合せは例示である。
- ② 事務所の賃借料は、自宅や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合は充当できない。
- ③ 事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的的部分を1/2、議員全体の活動を1/2とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。
- ④ 事務費のうち電話料等で自宅等の経費と分離できない場合は、光熱水費等と同様に按分（表中の括弧書きを適用）する。
- ⑤ 電話料等以外の事務費及び人件費は、事務所の設置形態に関わらず同じ割合となる。

別紙一覧表

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			証拠	番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)			
成田一憲	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000			0	<ul style="list-style-type: none"> ・本件マニュアルは、会派への政務活動委託等を認めている。 ・同議員が自民党会派へ委託し、同会派が自民党青森県連への再委託した事務の内容は、 ①自民党会派控室等において同会派に所属する議員の閲覧に供する新聞、書籍その他政務活動のため必要な資料の購入 ②同会派控室等において、同会派所属議員が政務活動の事務を遂行するに当たって必要な物品の購入、借上げ等 ③議員総会、政調会等の会議等の開催に係る事務 ④同会派所属議員が共同して行う政務活動に係る関係者との連絡調整及び資料の収集等の補助 ⑤上記①から④に掲げる事務の実施に係る経理等 <p>であり、すべて政務活動の補助業務である。</p> <p>・「想定問答」は「青森県政務調査費の交付に関する条例」が制定された平成13年3月より以前の平成12年11月に作成されており、条例案検討段階で作成されたものに過ぎない。さらに、当初制定された条例では、交付対象が「会派」となっていたところ、平成20年3月に交付対象を「議員」とする条例改正(同年4月から施行)がなされたものである。</p> <p>県議会においては、前記平成20年3月の条例改正に併せて、「政務調査費事務マニュアル」を作成し、その後、平成28年3月本件マニュアル(第3次改訂)を定め、現在に至っているところであり、使途基準の適法性の判断に当たっては、本件マニュアルの内容を踏まえて行うのが適切である。</p> <p>したがって、平成30年度に交付された政務活動費に係る本件訴訟において、平成12年に作成された想定問答を根拠として支出の適法性を論じることは妥当でない。</p> <p>・各議員から自民党会派及び自民党会派から自民党青森県連への委託事務の内容は、本件マニュアルに沿って各事務委託契約書の各仕様書記載のとおり、すべて政務活動の補助業務となっている。</p> <p>・最高裁平成25年判決は、あくまでも、条例別表に「調査研究費」に関して述べたものに過ぎず、政務活動費一般について判示したものではない。政務活動費の対象となる議員の活動は、調査研究に限らず、条例は、調査研究のほかに研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動を総称して「政務活動」とし、政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができる旨定めている。</p> <p>・本件マニュアルは、調査研究のほかにも政務活動費を充てができる活動が広く存在することを前提として、議員から会派への事務委託等について、個々の議員の調査研究との関係性や関連性の有無によって限定される趣旨の記載はないし、関連性を吟味検討しなければならない旨の定めはない。</p> <p>・各議員は会派への事務委託費を費目としては、本件マニュアルに従って調査研究費として計上しているが、実質的、分析的に見るならば、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、人件費などの共通経費の支出が対象となっているが、これは費目を上記の費目に分別して計上するがあまりに煩雑で現実的ではないところから、代表的な費目に一本化して計上しているものである。なお、会派が年間で必要な上記の経費を概算で積算し、毎月定額を一旦議員から受け取りしているもので、精算後残余金が生じた場合には各議員に返還されており、議員個人が会派と契約し、政務活動補助事務を会派に委託しているものである。</p> <p>・会派への共通事務の委託以外で、議員個人が行っている政務活動については、収支報告書等に計上するかしないかは、議員本人の判断に委ねられていることから、調査研究費として計上されていないからといって、当該議員が他に調査研究活動を行っていないとは言えない。</p> <p>・実質的、分析的にみたとき、会派への事務委託の内容は、議員の調査研究活動に限られるものではない。したがって、会派への事務委託料の支出について「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間の合理的関連性」を条件とすることは、政務活動費の対象となる議員の活動を不当に制約し、議会の審議能力を強化しようとした地方自治法や本件条例の条文の趣旨を没却するもので、認めることはできない。</p>	Z1 Z17 Z18 Z22		
			計		336,000	336,000			0				
神山久志	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			2
	計				336,000	336,000			0				
田中順造	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			3
	計				336,000	336,000			0				

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
阿部 広悦	調査研究費	4月12日	健康福祉部	少子高齢化対策について意見交換をした。	2,000	2,000	【不開示】指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換をした記録が存在しないため。	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、県内の戦没者遺族団体の会員の高齢化により、団体の維持運営が困難になってきていることから、12時30分に県議会議員面会室2において、戦没者遺族団体関係者の芳賀氏同席の下、健康福祉部健康福祉政策課職員と今後の組織の在り様等について意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙3の1 乙3の2	4-1
		5月18日	中南地域県民局地域整備部	道路整備について意見交換をした。	500	500	【不開示】(意見交換した記憶があるが文書は作成していない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、13時30分中南地域県民局において、県道前坂・藤崎線の第2期工事の難關である藤崎橋整備の検討状況、第1期工事を含む整備計画の進捗状況等について地域整備部今井部長に確認をしている。 ・実際、中南地域県民局地域整備部は、原告の開示請求に対して「意見交換した記憶がある」と回答していること。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙3の1 乙3の2	4-2
		5月30日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした	2,000	2,000	【不開示】(議会事務局作成の記録無し。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えには「県議会事務局打合せ」との記載しかない。 ・政務活動費収支報告書の提出が用件であったとしても、政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体に要する費用は、「議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動」ではなく、法や条例により義務付けられている行為であって、政務活動費を支出すべきものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、4月末に当初提出した平成29年度政務活動費収支報告書の提出書類の記載内容及び記載方法について、議会事務局調査課で審査した結果を踏まえて適切であるか調査課に確認の上、再提出している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 ・収支報告書の作成及び提出は、平成17年11月10日最高裁第一小法廷決定の趣旨を踏まえ、政務活動費制度が適正に運用されるよう、政務活動費の使途の透明性を確保する観点から制度化され義務づけられたものである。 また、当該行為は、条例及び規程に基づき、県議会議員は、調査研究その他の活動を行ってきたことの結果として政務活動費にかかる収支報告書等を毎年度作成し、議長に提出することとされていることを踏まえると、議員が調査研究活動の経費に政務活動費を充てる場合には不可避的に必要となり、調査研究活動と密接不可分の行為であるから、調査研究活動との間には、当然に合理的関連性が認められ、それに要する経費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に該当する。 さらに、当該行為は、その使途の透明性を確保するためだけではなく、その閲覧を希望する有権者等に対し、議員の調査研究活動の内容や結果を経費の使い方の側面から明らかにするという積極的機能があることも否定できない点からも、当該行為に関する経費は、調査研究活動との間に合理的関連性が認められる。 加えて、当該行為に関する支出が、調査研究費に該当しないとしても、同支出は、文言上、条例別表の「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」に該当すると無理なく解釈できる。 	乙3の1 乙3の2	4-3

議員名	経費	日付	訪問先	・概要・	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
阿部 広 悦	調 査 研 究 費	6月6日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした	2,000	2,000	【不開示】(議会事務局作成の記録無し。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 ・政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体に要する費用は、「議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動」ではなく、法や条例により義務付けられている行為であって、政務活動費を支出すべきものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、政務活動費に係る収支報告書の添付資料が政務調査費として制度化されてから徐々に増え、記載内容も細かくなってきていることから、平成30年度以降の政務活動費に係る収支報告書の提出書類の軽減も含め見直し等について議会事務局調査課と意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 ・収支報告書の作成及び提出は、平成17年11月10日最高裁第一小法廷決定の趣旨を踏まえ、政務活動費制度が適正に運用されるよう、政務活動費の用途の透明性を確保する観点から制度化され義務づけされたものである。 ・また、当該行為は、条例及び規程に基づき、県議会議員は、調査研究その他の活動を行ってきたことの結果として政務活動費にかかる収支報告書等を毎年度作成し、議長に提出することとされていることを踏まえると、議員が調査研究活動の経費に政務活動費を充てる場合には不可避的に必要となり、調査研究活動と密接不可分の行為であるから、調査研究活動との間には、当然に合理的関連性が認められ、それに要する経費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に該当する。 さらに、当該行為は、その用途の透明性を確保するためだけではなく、その閲覧を希望する有権者等に対し、議員の調査研究活動の内容や結果を経費の使い方の側面から明らかにするという積極的機能があることも否定できない点からも、当該行為に関する経費は、調査研究活動との間に合理的関連性が認められる。 加えて、当該行為に関する支出が、調査研究費に該当しないとしても、同支出は、文言上、条例別表の「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」に該当すると無理なく解釈できる。 	Z3の1 Z3の2	4-4
		8月29日	健康福祉部	健康維持に対する取り組みについて意見交換をした。	2,000	2,000	【不開示】(指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換した記録が存在しない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、問題が発生している西北地方の社会福祉施設の運営に当たっての課題等を把握するため、県内の社会福祉施設の現況や法人としての責務等を確認した上で、課題解決に向けた方策等について健康福祉部次長と意見交換を行った。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z3の1 Z3の2	4-5
		12月11日	健康福祉部	児童虐待の対策について意見交換をした	2,000	2,000	【不開示】(指定日に阿部広悦議員と健康福祉部職員が意見交換した記録が存在しない。)	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、昨今報道された児童虐待事件を踏まえ、子供が被害者とならないよう、再発防止のため行政が気を付けるべき点等について健康福祉部職員と意見交換を行ったほか、8月に意見交換した社会福祉施設の今後の対応等について意見を述べた。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z3の1 Z3の2	4-6

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号	
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠		
阿部広悦	調査研究費	12月17日	県議会事務局	政務活動費について打合せをした	2,000	2,000	【不開示】議会事務局作成の記録無し。	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 ・政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体に要する費用は、「議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動」ではなく、法や条例により義務付けられている行為であって、政務活動費を支出すべきものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、政務活動費の充当に当たって、使途基準の疑義について確認するとともに、政務活動の本質、政務調査との違い、報告の記載等について調査課と意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 ・収支報告書の作成及び提出は、平成17年11月10日最高裁第一小法廷決定の趣旨を踏まえ、政務活動費制度が適正に運用されるよう、政務活動費の使途の透明性を確保する観点から制度化され義務づけられたものである。 ・また、当該行為は、条例及び規程に基づき、県議会議員は、調査研究その他の活動を行ってきたことの結果として政務活動費にかかる収支報告書等を毎年度作成し、議長に提出することとされていることを踏まえると、議員が調査研究活動の経費に政務活動費を充てる場合には不可避的に必要となり、調査研究活動と密接不可分の行為であるから、調査研究活動との間には、当然に合理的関連性が認められ、それに要する経費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に該当する。 ・さらに、当該行為は、その使途の透明性を確保するためだけではなく、その閲覧を希望する有権者等に対し、議員の調査研究活動の内容や結果を経費の使い方の側面から明らかにするという積極的機能があることも否定できない点からも、当該行為に関する経費は、調査研究活動との間に合理的関連性が認められる。 ・加えて、当該行為に関する支出が、調査研究費に該当しないとしても、同支出は、文言上、条例別表の「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」に該当すると無理なく解釈できる。 	乙3の1 乙3の2	4-7	
		12月20日	教育政策課	教育水準の維持向上について意見交換をした	2,000	2,000	【不開示】教育長と面会しているが記録作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えは被告主張に係る意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。 					
越前陽悦	調査研究費	自民党県連への委託料			336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		4-9	
		計			350,500	350,500			0				
		5月10日	県労政・能力開発課担当職員	青森県商工労働部に関する重要な施策について情報収集	5,200	5,200	【不開示】(重要施策についての情報収集に関する記録を作成していない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、新たに策定された青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針及びそれを踏まえた第1期実施計画を確認した上で、教育水準を維持・向上していくための教育改革のあり方等について教育長と意見交換を行っている。 ・実際、教育委員会は、原告の開示請求に対して「面会している」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙3の1 乙3の2	4-8	
		5月14日	県地域産業課担当職員	青森県商工労働部に関する重要な施策について情報収集	5,200	5,200	【不開示】(重要施策についての情報収集に関する記録を作成していない。)	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例会における一般質問に向け、「青森県基本計画～未来を変える挑戦」の最終年度における人口減少の具体的な取組について、事前に関係部局の取組について情報収集後、質問項目について労政・能力開発課と地域産業課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙4の1 乙4の2 乙16の1	5-1	
		5月14日							0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例会における一般質問に向け、地域産業課から質問事項の情報収集と聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙4の1 乙4の2 乙16の1	5-2	

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号	
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠		
越前陽悦	調査研究費	5月31日	財政課財政主幹	政策課題について情報収集	5,200	5,200	【不開示】打合せをしたが、行政文書は作成していない。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例会における一般質問に向け、財政課と質問項目、質問内容の確認を行った。 ・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打合せをした」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	E4の1 E4の2 E16の1	5-3	
						5,200	【不開示】打合せをしていない	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例会における一般質問に向け、港湾空港課等と質問項目、質問内容の確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	E4の1 E4の2 E4の3 E4の4 E4の5 E16の1	5-4	
		6月7日	県土整備部道路課	一般質問に関する質問項目内容の打合せ	5,200	5,200	【不開示】打合せをしていない	同上	0	(道路課が、原告の開示請求に対して「打合せをしていない」と不開示決定した理由) ・同議員の手控えには、「一般質問打ち合わせ 10:00～15:00 県土整備部、健康福祉部、教育委、危機管理局、エネルギー総合対策局」と記載されており、関係部局に確認したところ、複数の関係課で一般質問の打合せを行っている記録が確認でき、そのうち学校教育課との打合せ記録を既に提出済である。 なお、県土整備部道路課に確認したところ、同議員と6月7日に打合せは行っていないものの、前日6月6日一般質問の打合せを行っているとのことである。また、県土整備部港湾空港課に確認したところ、6月7日に一般質問の打合せを行っているとのことであった。 これは、前述のとおり同議員の手控えには、6月7日欄に「県土整備部」とだけ記載されており、同議員は收支報告書の訪問先に「県土整備部港湾空港課」と記載すべきを「県土整備部道路課」と誤って記載したため、道路課では開示請求に対して「打合せをしていない」と不開示決定を行っているものである。			
						275	【不開示】来校したが記録作成していない。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、訪問先において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・同議員は、青森県立大湊高等学校創立70周年記念式典の来賓祝辞を依頼されていたことから、実際に大湊高校下川原校長を訪問し、70年の歴史と学校の取組状況等について情報収集している。 ・実際、大湊高校は、原告の開示請求に対して「来校した」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	E4の1 E4の2	5-5	
		10月4日	大湊高校	大湊高校を訪問したときの記録	275	275	【不開示】来校したが記録作成していない。	同上	0	1と同じ	1と同じ		5-6
計					357,075	357,075			0				

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
清水悦郎	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ	0	1と同じ		6
			計		336,000	336,000			0			
森内之保留	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ	0	1と同じ		7
			計		336,000	336,000			0			
工藤兼光	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ	0	1と同じ		8
			計		336,000	336,000			0			
熊谷雄一	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ	0	1と同じ		9
			計		336,000	336,000			0			
岡元行人	調査研究費	5月10日	環境生活部次長	小沢地区サイクリングロード環境整備について情報収集を行った。	3,875	3,875	【不開示】((県民生活文化課)所管外の業務に係る簡単な問合せ等について口頭で対応、記録なし。)	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、青森県が農道として整備し、その後弘前市がサイクリングロードの機能を持たせ維持管理してきた弘前市小沢地区サイクリングロードについて、特定の市民による農地利用者に対する車の進入を拒む行為に関する相談を地元町会役員から受け道路整備を担当した県土整備部次長より事業概要及び農道整備に至った経緯を聞き取っている。</p> <p>・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。</p> <p>・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。</p> <p>(対応者が訴状では「環境生活部次長」、陳述書では「県土整備部次長」となっている理由)</p> <p>・同議員は、当初「小沢地区サイクリングロード環境整備」の所管を環境生活部と認識しており、手控えに対応者を「環境生活部次長」と記載していたが、5月10日県庁で確認したところ、所管が「県土整備部」であることが判明し、県土整備部次長と話した。しかしながら、手控えは訂正せずにそのまま「環境生活部次長」にしていたものである。</p>	乙5の1 乙5の2	10-1
			5月18日	地域整備部長	小沢地区サイクリングロード環境整備について情報収集を行った。	625	625	【不開示】(記憶はあるが文書は作成していない。)	同上			
									0			
			自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ	0	1と同じ		10-3
			計		340,500	340,500			0			

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
三橋一三	調査研究費	4月17日	商工労働部地域産業課GM	中小企業の施設整備における国の対策等の調査を行い、地域の企業の活性化につなげる調査を行った	2,900	2,900	【不開示】聞き取りを行った際の記録を作成していないため。	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、議員提案で「青森県中小企業振興基本条例」を作成した経緯もあり、中小企業に関する政策が同議員自らの中心的な位置付けにある中で、国が新たに予算化した施設整備等に関する施策について地域産業課小橋GMに確認している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-1
		4月27日	オガール	オガールプロジェクトの概要と地域活性化の取り組みに関する調査	5,650	5,650	オガールへの問合せに「昨年4月27日、オガールプロジェクト視察研修として北東北議員の団体の皆様にご参加いただいた記録が御座いました。但し、参加者全員の所属やお名前まではこちらで把握していません」の返信。町長部局にも開示請求したが、不存在で非開示。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・実際、同議員は、全国的にも注目されているオガールを訪問し、国の支援策を利用した複合的なプロジェクトの本県における整備の可能性を探るため、プロジェクトの立ち上げ等に携わった当時紫波町議会議員村上秀徳氏も同席の上、オガールプロジェクトの取組内容、施設規模、利用状況（体育館、宿泊施設、物販施設等）を調査している。このほか、本県も同じ課題を抱える商店街の空き店舗を調査するため、しわくらすの佐々木代表をはじめ4名から、商店街の店舗を歩きながら説明を受けている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の2 乙6の3	11-2
				東日本高速道路㈱	4,280	4,280						
				オガール紫波㈱ 視察研修費	3,240	3,240						
		4月28日		しわくらす	1,500	1,500			0	<ul style="list-style-type: none"> ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の2 乙6の3	11-2
				OGAL INN	5,500	5,500						
		5月22日	環境生活部自然保護課総括主幹	オガールプロジェクトの概要と地域活性化の取り組みに関する調査	5,650	5,650	【不開示】当該打合せに係る文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、つがる市において全国2例目として発見された希少水生植物ガシャモの利活用について、発見者である弘前大学山岸助教との意見交換の中で福岡県北九州市（全国1例目）との環境部門や教育機関との連携や今後の展開の中、条例等による規制も多く、取組が制約されることもあることが分かったことから、自然保護課中村総括主幹に対して、山岸助教との調査で感じた疑問点等について確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-3
				東日本高速道路㈱	4,280	4,280						
		5月29日	農林水産部林政課森林環境グループGM	希少水生植物の保護に関する条例の内容等について調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該打合せに係る文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、つがる市において全国2例目として発見された希少水生植物ガシャモの利活用について、発見者である弘前大学山岸助教との意見交換の中で福岡県北九州市（全国1例目）との環境部門や教育機関との連携や今後の展開の中、条例等による規制も多く、取組が制約されることもあることが分かったことから、自然保護課中村総括主幹に対して、山岸助教との調査で感じた疑問点等について確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-4
				保安林の指定に関する条例上の問題等について調査を行った	2,900	2,900						

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
三橋一三	調査研究費	7月2日	農林水産部構造政策課課長	農業会議の役割についての調査を行った	2,900	2,900	【不開示】聞き取り内容が農業会議の役割一般に係る軽微なものであり県による意志決定に関する内容を含まないため、青森県文書取扱規程第74条に基づく聞き取りの記録を作成していないことから、請求に係る文書を保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、県農業会議の農業委員の選任方法が選挙から指定方式になったこと、又、農地転用の許可が国から県への権限が拡大したこと等に伴い、農業会議の役割や許可件数にどのように変化が現れているか構造政策課石澤課長に聞き取りを行っている。 ・実際、構造政策課は、原告の開示請求に対して「聞き取り内容が農業会議の役割一般に係る軽微なもの」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのパッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-5
		7月5日	教育委員会スポーツ健康課主事	スポレク祭の内容と開催目的に関する調査を行った	2,900	2,900	聞き取り概要	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・実際、同議員は、自民党会派控室において、平成30年7月に開催される第11回青森県民スポーツ祭においてつがる市で開催される3B体操に係るパンフレットをスポーツ健康課阿保主事から入手し、3B体操とはどのような競技かといったやり取りを行い、必要に応じて再度質問する旨を伝えている。 ・実際、スポーツ健康課は、原告の開示請求に対して「聞き取り概要」を提出しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのパッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-6
		7月13日	議会事務局総括主幹	北海道新幹線の高速走行に関する要望事項の整理等の調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該文書を作成していないことから、保有していない。	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、副委員長を務める新幹線・鉄道問題対策特別委員会において7月17日に北海道新幹線の高速走行に関して国に対する要望活動を行うこととしており、最終的な内容や当日のスケジュール等について、特別委員会の担当書記である藤田総括主幹と確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのパッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-7
		7月23日	エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課次長	原子力に関する自治体の関与に関する調査を行った	2,900	2,900	【一部開示】開示→H307月行事予定／不開示→文書は作成されていない。	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、本県のエネルギー政策、とりわけ原子力政策とそれに伴う税のあり方は、継続的な課題であり、学ぶこと、発信していくことが求められるところから、核燃料物質等取扱税の制度の趣旨や導入に至った経緯、交付金として立地及び隣接自治体への配分する割合、県内各自治体での利用等について、同議員は、自民党会派控室において、エネルギー総合対策局荒間次長から学んでいる。 ・実際、エネルギー開発振興課は、原告の開示請求に対して「H30 7月行事予定」を提出しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのパッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-8

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
三橋一三	調査研究費	8月10日	議会事務局総括主幹	北海道新幹線の青函共用走行区間における高速走行試験に関する調査を行った	2,900	2,900	【不開示】当該文書を作成していないことから、保有していない。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、副委員長をしている新幹線・鉄道問題対策特別委員会が7月17日に国に対して行った北海道新幹線の高速走行に係る要望活動を受けての国、JR北海道が行う青函トンネルでの高速走行試験のスケジュールや内容について、同特別委員会の担当書記である総務課藤田総括主幹から説明を受けている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確實に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-9
		8月22日	健康福祉部健康福祉政策課総括主幹	平均寿命の延伸に関する調査を行った	2,900	2,900	報告文書／10:30から数分、電話での対応にかかる記録	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・実際、同議員は、自民党会派控室において、次期青森県基本計画の素案に示されたがん対策について、平均寿命の延伸に対する施策を強く打ち出すことが重要と考え、計画案の策定までに次期計画での位置づけや具体的な施策について学ぶため、自民党会派控室の電話を利用し、不在であった健康福祉政策課嶋谷課長に代わって齋藤総括主幹に疑問点を確認している。 ・実際、健康福祉政策課は、原告の開示請求に対して開示決定しており、「報告文書/10:30から数分、電話での対応にかかる記録」を提出しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確實に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙6の1 乙6の3	11-10
	自民党県連への委託料				336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		11-11
	計				392,200	392,200			0			
丸井裕	調査研究費	自民党県連への委託料			336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		12
	計				336,000	336,000			0			
山谷清文	調査研究費	自民党県連への委託料			336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		13
	計				336,000	336,000			0			
小檜山吉紀	調査研究費	4月11日	教育委員会教育長	郷土史の在り方について調査を行った	3,500	3,500	【不開示】開示請求のあった行政文書を保有していないため。	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、教育長室において、教育長へ三沢市の郷土史の完成度を贈呈するとともに、郷土史の作成に当たっての参考とするため、県における郷土史作成の考え方、及び今後の計画等について説明を受けた後、意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確實に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙7の1 乙7の2・3 乙7の14	14-1
					1,360	1,360						

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号		
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠			
小檜山吉紀	調査研究費	4月15日	県立美術館	県立美術館にて棟方志功コレクション展の調査を行った	3,500	3,500	問い合わせしたところ、「関係日誌等も遡ってみましたが確認できませんでした。」との返信(12/20)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・訪問先において、具体的に誰と面談し、どのような情報や資料を入手してきたのかについて何ら裏付けるものがない。 ・訪問日は土日曜日であり、私的な美術館訪問と区別することができず、用途基準から逸脱しているものというべきである。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、調査等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、県立美術館において、青森県を代表する版画家である棟方志功の作品を県内及び県外の人に知つてもらうため、今後の県立美術館への常設展示の可能性等について係員と意見交換している。 ・同議員は平日、土日祝日にかかわらず政務活動を行なっており、県の施設である県立美術館では棟方志功作品の常設展示の可能性を調査する上で収益面から来場者数を把握することなどを目的として来場者が多いと思われる土日に訪問している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙7の1 乙7の4-5 乙7の6 乙7の14	14-2		
				県道路公社	1,360	1,360			0	※原告は訪問先として棟方志功記念館に確認しているが、当該議員は棟方志功コレクション展を開催していた県立美術館を訪問しており、開示請求先を誤っている。				
				チケット	510	510								
		6月23日	三内丸山遺跡時遊館	三内丸山遺跡時遊館の調査を行った	3,500	3,500	12/10三内丸山時遊館川上氏より「当日訪問された記録がない」との電話有り。 【不開示】12月13日付。不存在。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、調査等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、三内丸山遺跡縄文時遊館を訪問し、8月に予定している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一つである御所野縄文博物館の調査に先立って、係員にその代表的な遺跡である三内丸山遺跡縄文時遊館の工事完成後の状況を確認するとともに、関係機関との連携状況等について調査を行った。 ・同議員は平日、土日祝日にかかわらず政務活動を行なっており、青森県議会「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟の委員として県の施設である三内丸山遺跡縄文時遊館では世界遺産登録に向けた県民の間での気運醸成を体感することなどを目的として来場者が多いと思われる土日に施設を訪問している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙7の1 乙7の7-8 乙7の9 乙7の14 乙7の16	14-3		
				県道路公社	1,360	1,360			0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先において記録の作成が義務付けられない場合は、記録がないからといって、調査等がなかったことにはならない。 ・同議員は、三内丸山遺跡縄文時遊館で調査を踏まえ、実際、御所野縄文博物館を訪問し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた北海道・北東北三県の連携状況について確認した後、一層の効果的・効率的な連携方法等について博物館の学芸員と意見交換を行った。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 				
				東日本高速道路(株)	410	410								
		8月2日	御所野縄文博物館	世界遺産登録に関する調査	4,300	4,300			0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先に記録がないからといって、調査等がなかったことはならない。 ・同議員は、青森県議会「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟の委員をしており、6月23日三内丸山遺跡縄文時遊館での調査を踏まえ、実際、御所野縄文博物館を訪問し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた北海道・北東北三県の連携状況について確認した後、一層の効果的・効率的な連携方法等について博物館の学芸員と意見交換を行った。 	乙7の1 乙7の10 乙7の14	14-4		
				県道路公社	210	210	御所野縄文博物館にメールで問い合わせたところ、「当日の利用記録を確認したところ「青森県議会議員」等に該当する団体はありませんでした。個人利用についての把握はできませんので、ご了承ください。」の返信							
				東日本高速道路(株)	1,670	1,670			0	<ul style="list-style-type: none"> ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 				
				東日本高速道路(株)	1,670	1,670								
				県道路公社	210	210			0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先において記録がないからといって、調査等がなかったことはならない。 ・同議員は、青森県議会「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟の委員をしており、6月23日三内丸山遺跡縄文時遊館での調査を踏まえ、実際、御所野縄文博物館を訪問し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた北海道・北東北三県の連携状況について確認した後、一層の効果的・効率的な連携方法等について博物館の学芸員と意見交換を行った。 				
				常設展の調査を行った	3,500	3,500								
11月17日	県立郷土館	県立郷土館	【不開示】議会からの依頼文書もなく、不特定多数の来館者がある当施設では、基本的に個々の来館者に関する記録はとっていない。				<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・訪問先において、具体的に誰と面談し、どのような情報や資料を入手してきたのかについて何ら裏付けるものがない。 ・訪問日は土日曜日であり、私的な美術館訪問と区別することができず、用途基準から逸脱しているものというべきである。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員による調査等が行われた場合において、訪問先において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、調査等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、県立郷土館を訪問し、県下で50番目の県無形民俗文化財に指定された三沢市の岡三沢神楽の展示状況を確認した後、県内の無形民俗文化財の現況と保存に向けた先進事例等について係員から説明を受け、意見交換している。 ・同議員は平日、土日祝日にかかわらず政務活動を行なっており、県の施設である県立郷土館では県民の民族文化財への関心度を把握することなどを目的として来場者が多いと思われる土日に訪問している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	乙7の1 乙7の11-12 乙7の13 乙7の14	14-5			
			県道路公社	1,360	1,360									
			観覧料(TTHAグループ)	310	310				0	<ul style="list-style-type: none"> ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 				
		自民党県連への委託料		336,000	336,000		1と同じ		0	1と同じ		14-6		
			計	364,730	364,730				0					

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号			
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠				
櫛 引 ユ キ 子	調 査 研 究 費	5月23日	健康福祉部障害福祉課	発達障害に関する聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを受けた職員がいないため、行政文書は保有していません。	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、一般質問をするため、発達障害等のある児童生徒の教育相談の取組状況や発達障害等のある児童生徒に対する発達段階に応じた支援について障害福祉課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z8の1 Z8の2 Z16の1	15-1			
		5月30日	県民生活文化課	被害者支援センターに関する聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを行った記録が存在しないため、保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、一般質問で使うため、あおもり性暴力被害者支援センターの業務が増加している状態の中で、開設から1年経過したセンターの実績と県警や他機関との関わり方にについて県民生活文化課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z8の1 Z8の2 Z16の1	15-2			
		6月1日	総合販売戦略課	攻めの農林水産業についての聞き取りを行った	1,650	1,650	【不開示】聞き取りを行ったことが確認できず、行政文書も作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、一般質問で使うため、次期攻めの農林水産業推進基本方針策定に当たっての考え方や販売意欲のある農業者には実需者と結びつく機会を創出する取組について販売総合戦略課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z8の1 Z8の2 Z16の1	15-3			
		9月18日	健康福祉部	福祉行政に関する聞き取り調査を行った	1,650	1,650	【不開示】調査を行ったことが分かるもの及びそれにかかるわって作成された行政文書が存在しないため。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、乳幼児からの生活習慣を確立するとともに、乳幼児の子を持つ親や祖父母世代への啓発を図る必要性があることから、決算特別委員会で質問するために、あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業についてこどもみらい課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z8の1 Z8の2	15-4			
自民党県連への委託料				336,000	336,000		1と同じ		0	1と同じ		15-5			
計						342,600	342,600		0						

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号			
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠				
夏堀浩一	調査研究費	9月13日	総務部財政課	【不開示】資料収集に係る行政文書は作成していないことから保有していません。	4,200	4,200	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、9月定例会における一般質問に関する関係部局との聞き取りに当たって、事前に財政課財政主幹と日程、質問項目等の確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	乙9の1 乙9の2 乙16の2	16-1					
							【不開示】それらにかかわって作成されたものが不存在であるため。								
							実質的な調査研究活動の存在が確認できない。								
		9月13日	農林水産部農林水産政策課	議会質問の原稿作成のための資料収集	4,200	4,200	【不開示】該当する行政文書を保有していないため。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、9月定例会における一般質問(9月28日)に向けて、次期青森県基本計画の策定及び人口減少に向けた移住者獲得の取組について、企画調整課と事前に現状を聞き取りした後、今後の取組等について意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	乙9の1 乙9の2 乙16の2				
							【不開示】該当する行政文書を保有していないため。								
							同上								
		平成31年1月29日	総務部財政課	議会質問の原稿作成のための資料収集	JR タクシー タクシー	6,180 1,830 1,480	6,180 1,830 1,480	【不開示】資料収集に係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、2月定例会における一般質問に関する関係部局との聞き取りに当たって、事前に財政課と日程、質問項目等の確認を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	乙9の1 乙9の2 乙9の3 乙9の4 乙9の5 乙16の4	16-2		
							【不開示】資料収集に係る行政文書は作成していないことから保有していません。								
							同上								
		平成31年2月12日	県土整備部	議会質問の原稿作成のための資料収集 県道路公社 県道路公社 県道路公社	4,200 210 850 772	4,200 210 850 772	【不開示】資料収集をした事実は確認できず、行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、2月定例会における一般質問に向けて、馬淵川水系の治水対策について河川砂防課、三八地域の道路に関する取組状況について道路課に、事前に現状を聞き取りした後、今後の取組等について意見交換を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	乙9の1 乙9の2 乙9の6、7 乙9の8 乙16の4	16-3			
							【不開示】資料収集をした事実は確認できず、行政文書は作成していないことから保有していません。								
							同上								
							1と同じ								
自民党県連への委託料					336,000	336,000			0	1と同じ		16-4			
計					355,722	355,722			0						

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
工藤慎康	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		17
		計			336,000	336,000			0			
高橋修一	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		18
		計			336,000	336,000			0			
姥沢正勝	調査研究費	4月18日 上北地域県民局農林水産部長	上北地域県民局の現状と今後の課題等について状況説明を受け、意見交換をする	1,200	1,200	【不開示】当該面会の内容が県としての政策決定や意志決定に影響を及ぼさず、文書を作成しなくても職務上支障を生じないと思量されたため、作成していません。	・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えの記載は、被告主張に係る調査や意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。		・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、小川原湖漁業協同組合から六ヶ所村庄内地区の酪農による排泄物の影響で小川原湖の水質汚染が考えられるのではないかという意見があつたことを受け、上北地域県民局を訪問し地域農林水産部中野部長及び豊澤畜産推進監から状況を調査し、今後の対策等について意見交換を行っている。あわせて、内沼の管理をしている地域整備部の山本隆史部長から内沼への生活排水や事業系排水の流入について聞き取り調査を行っている。 ・実際、上北地域県民局地域農林水産部は、原告の開示請求に対して「面会の内容が県としての政策決定や意思決定に影響を及ぼさず」と議員と面会をしたことを前提とした回答をしているとのこと。 ・4月18日の意見交換を踏まえて、姥沢正勝議員は、実際、小川原湖に係る水質環境及び水質改善に向けた取組について5月21日及び11月28日一般質問を行った事実から、具体的な調査・活動内容が裏付けられる。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z10の1 Z10の2 Z10の3 Z10の4	19-1	
		自民党県連への委託料			336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		19-2
		計			337,200	337,200			0			
沼尾啓一	調査研究費	4月13日 青少年・男女共同参画課	青森県子ども・若者育成支援推進計画に関する調査	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせを行ったものの文書は作成していない。	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。		・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、青森県子ども・若者育成支援事業推進計画について、今後の一般質問等に備えて、勉強を兼ねてポンチ絵等の資料に基づき青少年・男女共同参画課から説明を受けている。 ・実際、青少年・男女共同参画課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z11の1 Z11の2 Z11の3・4	20-1	
		県道路公社		1,360	1,360				0			
		5月10日 環境保全課	内沼及び姉沼の調査及び関係機関等との連携について	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせをした事実を確認できず。	同上		・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、小川原湖漁業協同組合から相談があつた小川原湖に毎年のように発生するアオコや糸状藍藻の発生元と目されている姉沼・内沼について、小川原湖の管理は国、内沼・姉沼の管理は県であることから、水質調査の実施方法や国及び関係機関・団体との連携方法について環境保全課に確認している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z11の1 Z11の2 Z11の5・6	20-2	
		県道路公社		1,360	1,360				0			

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
沼尾啓一	調査研究費	7月2日	県土整備部整備企画課	密漁防止監視船新造船に関する調査 国道394号榎林バイパス整備状況調査	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせを行つておらず。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、7月29日東北町レークハウスで開催を予定していた県政報告会に向けて、国道394号榎林バイパスの整備状況及び計画完了時期等について確認するため、自民党会派控室において7月2日道路課から国道394号榎林バイパスの整備状況が分かる写真の提供を受けている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z11の1 Z11の2 Z11の16・17 Z11の18	20-3
						1,360	1,360		0	(整備企画課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行つておらず」と不開示決定した理由及び訪問先が訴状では「整備企画課」、陳述書では「道路課」になっている理由) ・同議員の手控えには、「国道394号榎林バイパス整備状況」（整備推進）と記載されており、同議員は収支報告書の訪問先に「道路課整備推進グループ」とすべきを「整備企画課」と誤って記載したため、整備企画課では開示請求に対して「打ち合わせを行つておらず」と不開示決定しているものである。同日は道路課の他に農林水産部水産振興課とも打合せを行っているため、陳述書の対応者を「農林水産部水産振興課 県土整備部道路課担当者」と記載している。		
						1,360	1,360		0			
		8月8日	男女共同参画課	社会生活を営む上で困難を有する子供若者への対応について	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせは行つたものの文書は作成していない。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、東北町のカナリヤ保育園では障害があるため保育園でも受け入れない子供を独自に受け入れ保護者から感謝されており、園長の受け入れに至る思いと苦労話を伺い県の取り組みはどうなっているか青少年・男女共同参画課に調査している。 ・実際、青少年・男女共同参画課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせは行った」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z11の1 Z11の2 Z11の7・8 Z11の19	20-4
						1,360	1,360		0			
		8月27日	上北地域県民局地域整備部長	新館道路拡幅の件・甲地バイパスの件・小川原湖青年の家のカーブ改良の件調査	850	850	【不開示】打ち合わせを行つたものの行政文書は作成していない(建設管理課)。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、上北地域県民局を訪問し、県道上北・七戸停線東北町新館地区の拡幅の早期計画課への取組等について山本地域整備部長に確認している。 ・実際、上北地域県民局地域整備部は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行つた」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。	Z11の1 Z11の2	20-5

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
沼尾啓一	調査研究費	9月13日	高齢福祉保健課	高齢者の生きがいづくり及び高齢者の就労に向けた取り組みに係る調査	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、9月定例会における一般質問に向けて、元気な高齢者の就労に向けや取り組みについて、労政・能力開発課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 <p>(高齢福祉保険課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行っていない」と不開示決定した理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月4日財政課立ち合いの下、質問事項「6 高齢者の活躍について」について、「(1) 高齢者の生きがいづくりに関する県の取組」については高齢福祉保険課、「(2) 高齢者の就労に向けた取組」については労政・能力開発課と一般質問の聞き取りが行われ、9月10日高齢福祉保険課と質問事項(県庁内では通称「カワ」と呼ばれる)の確認が行われ、9月13日労政・能力開発課と質問事項の確認が行われている。 このため、同議員は9月13日の収支報告書の訪問先を「労政・能力開発課」とすべきを「高齢福祉保険課」と誤って記載したため、高齢福祉保険課では開示請求に対して「打ち合わせを行っていない。」と不開示決定しているものである。 	Z11の1 Z11の2 Z11の10・11 Z11の20 Z16の2	20-6
		9月18日	誘客交流課	乗馬×カヌー×サイクリングのトライアスロン事業内容の調査	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、9月定例会における一般質問に向けて、三沢市における「乗馬・カヌー・サイクリングのトライアスロン」事業の内容及び現状、今後のインバウンドのさらなる拡大に向けた県内各地の受入れ体制の充実拡大について誘客交流課から聞き取りを行っている。 ・実際、誘客交流課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのことです。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z11の1 Z11の2 Z11の12・13 Z16の2	20-7
		平成31年2月18日	がん・生活習慣病対策課	第一次産業従事者の健康づくりに係る調査	2,750	2,750	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、2月定例会における一般質問に向けて、小川原湖の水質改善について環境保全課から聞き取りを行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 <p>(がん・生活習慣病対策課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行っていない」と不開示決定した理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局に確認したところ、そのうち環境生活部環境保全課と打合せを行っている記録が確認でき、その打合せ記録を既に提出済である。 なお、がん・生活習慣病対策課では、同議員と2月12日打合せを行っているとのことで、同議員が2月18日がん・生活習慣病対策課と打合せを行ったとしたことは誤認によるものである。 	Z11の1 Z11の2 Z11の14・15 Z16の4 Z11の21 Z11の22	20-8
		自民党県連への委託料		計	365,620	365,620			0			20-9
藤川友信	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		21
工藤義春	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		22

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
横浜力	調査研究費	4月14日	県土整備部整備企画課	青森県工業用水事業に関する調査	6,350	6,350	【不開示】当初開示請求に係る4月13日には打ち合わせ等をしていない。ただし、4月14日には青森市内で打合せをしている。	実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、アップルパレスにおいて、県議会建設委員会委員長に就任したことを受けて、委員会所管事業の理解を深めるため、経営戦略など青森県工業用水事業について整備企画課から調査を行っている。 ・実際、整備企画課は、原告の開示請求に対して4月14日「打合せをしている」と回答していること。	乙12の1 乙12の2	23-1
		5月8日	財政課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例議会一般質問(6月21日)に当たって、財政課と総枠の方向性等について打合せを行った後、関係部局と一般質問の打合せを行っている。 ・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答していること。	乙12の1 乙12の3 乙16の1	23-2
		5月16日	農林水産部企画調整グループ総括主幹	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】該当する行政文書を保有していない(農林水産政策課 総務グループ)。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例議会における一般質問に向けて、風力発電関連事業の振興等についてエネルギー開発振興課等と意見交換を行っている。 (食の安全・安心課、農村整備課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行っていない」等と不開示決定した理由) ・関係部局に確認したところ、複数の関係課と打合せを行っている記録が確認でき、そのうちエネルギー総合戦略局エネルギー開発振興課との打合せ記録を既に提出済である。 したがって、5月16日には間違なく政務活動が行われており、当該支出は不適法支出ではない。 なお、訴状の別表にある「訪問先」は、収支報告書に記載された「訪問先」が「農林水産部企画調整グループ総括主幹」と担当課名が記載されておらず担当課を特定できなかったことから、原告は農林水産政策課、食の安全・安心推進課、農村整備課の3課へ開示請求を行っていると考えられ、実際打合せを行っていない食の安全・安心推進課、農村整備課はそれぞれ同議員と打合せを行っていない旨不開示決定しているものである。 また、実際に打合せを行った農林水産政策課は、陳述書にあるとおり、調整の結果、質問に至らなかったため、打合せ記録を作成せず、開示請求に対して「該当する行政文書を保有していない」と不開示決定しているものである。	乙12の1 乙12の4 乙12の8 乙16の1	23-3
							【不開示】打ち合わせを行っていない(農林水産部食の安全・安心推進課企画調整グループ)。	同上		乙12の1 乙12の4 乙12の8 乙16の1	23-3	
							【不開示】打ち合わせを行っておらず(農村整備課)。	同上		乙12の1 乙12の4 乙12の8 乙16の1	23-3	
		5月23日	商工労働部団体・商業支援グループ	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】聞き取りについて、対応しておらず、これに係る行政文書は作成していない。	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、6月定例会における一般質問に向けて、人口減少に対応した地域づくりや医師の地域偏在解消等についてどのように取り組むか医療業務課等と意見交換及び調査を行っている。 (商工政策課が、原告の開示請求に対して「聞き取りについて、対応しておらず」と不開示決定した理由) ・関係部局に確認したところ、複数の関係課と打合せを行っている記録が確認でき、そのうち医療業務課との打合せ記録を既に提出済である。 なお、同議員が5月23日商工政策課と打合せを行ったとしたことは誤認によるものである。	乙12の1 乙12の5 乙16の1	23-4
		平成31年1月15日	農林水産部水産振興課資源管理グループ	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせ等を行ったことが確認できなかった	同上	0	・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、2月定例議会における一般質問に向けて、下北地区的道路整備等について道路課等へ調査している。 (水産振興課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせ等を行ったことが確認できなかった」と不開示決定した理由) ・関係部局に確認したところ、そのうち県土整備部道路課と打合せを行っている記録が確認でき、その打合せ記録を既に提出済である。 なお、同議員が1月15日に水産振興課と打合せを行ったとしたことは誤認によるものである。	乙12の1 乙12の6 乙12の9 乙16の4	23-5

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号	
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠		
横 浜 力	調査研究費	平成31年 2月12日	原子力立地対策課	一般質問聞き取り調査	6,350	6,350	【不開示】打ち合わせを行っていない。	同上	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、2月定例議会における一般質問に向けて、原子力政策等について原子力立地対策課等に調査し、意見交換を行っている。</p> <p>(原子力立地対策課が、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行っていない」と不開示決定した理由)</p> <p>・関係部局に確認したところ、複数の関係課と2月12日ではなく2月14日に一般質問の打合せを行っている記録が確認でき、そのうち原子力立地対策課との打合せ記録を既に提出済である。</p> <p>なお、原子力立地対策課は開示請求に対して2月12日「打ち合わせを行っていない。」と不開示決定しているが、2月12日から2月14日に日程を変更していたにもかかわらず、同議員が手控えを修正していなかったことによるものである。</p> <p>※令和3年3月10日付けで日付を2月12日から2月14日へ訂正する訂正届が提出されている。</p>	乙12の1 乙12の7 乙12の9 乙16の4	23-6	
	自民党県連への委託料				336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		23-7	
計						374,100	374,100		0				
寺 田 達 也	調査研究費	8月20日	県関係課担当職員	一般質問の内容について関係する各課担当者より情報収集・意見交換を行った	1,700	1,700	【不開示】文書作成していない(総務部財政課)。	<p>・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。</p> <p>・同議員の手控えの記載は、被告主張に係る情報収集や意見交換がなされたことを裏付けるものとはいえない。</p>	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、第295回定例会において一般質問する予定の項目、内容等について、財政課から情報収集し、意見交換を行っている。</p> <p>・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。</p> <p>・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。</p>	乙13の1 乙13の2 乙16の2	24-1	
	自民党県連への委託料				336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		24-2	
計						339,400	339,400		0				24-3
菊 池 憲 太 郎	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			25
計						336,000	336,000		0				
齊 藤 爾	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			26
計						336,000	336,000		0				
花 田 栄 介	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			27
計						336,000	336,000		0				

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
鳴海惠一郎	調査研究費	4月16日		政務活動費資料の整理(提出書類の確認)	2,000	2,000		<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・政務活動費の收支報告書の作成や提出それ自体に要する費用は、「議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動」ではなく、法や条例により義務付けられている行為であって、政務活動費を支出すべきものとはいえない。 	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、政務活動費の提出書類記載方法、提出書類および記載内容について適切であることを確認ならびに修正を行い、今後の事務的業務効率化に向け、政務活動の記録について調査課から指導を受けている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 ・收支報告書の作成及び提出は、平成17年11月10日最高裁第一小法廷決定の趣旨を踏まえ、政務活動費制度が適正に運用されるよう、政務活動費の使途の透明性を確保する観点から制度化され義務づけられたものである。 ・また、当該行為は、条例及び規程に基づき、県議会議員は、調査研究その他の活動を行ってきたことの結果として政務活動費にかかる収支報告書等を毎年度作成し、議長に提出することとされていることを踏まえると、議員が調査研究活動の経費に政務活動費を充てる場合には不可避的に必要となり、調査研究活動と密接不可分の行為であるから、調査研究活動との間には、当然に合理的関連性が認められ、それに要する経費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に該当する。 ・さらに、当該行為は、その使途の透明性を確保するためだけではなく、その閲覧を希望する有権者等に対し、議員の調査研究活動の内容や結果を経費の使い方の側面から明らかにするという積極的機能があることも否定できない点からも、当該行為に関する経費は、調査研究活動との間に合理的関連性が認められる。 ・加えて、当該行為に関する支出が、調査研究費に該当しないとしても、同支出は、文言上、条例別表の「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」に該当すると無理なく解釈できる。 	Z14の1 Z14の2	28-1
		4月27日	財政課	平成30年度青森県事業計画概要聞き取り	2,000	2,000	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第294回定例会(H30.6.14開会)の一般質問に向けた通告内容の検討にあたり、本県当該年度の事業計画と照らし合わせて作成した質問内容の骨子案をもとに全体の流れについて提示し、骨子案に挙げた全ての担当部署へのヒアリングスケジュールについて財政課担当者と打合せを行っている。 ・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのこと。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 	Z14の1 Z14の1の1 Z14の2 Z14の3 Z16の1	28-2
	県警交通企画課	5月30日		平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(LED信号灯器)	2,000	2,000	【不開示】開示請求された行政文書を保有していないため。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第294回定例会一般質問対応案件としてLED信号灯器着雪・凍結対策実用化研究事業補助金事業に関する県警本部の安全施設としての実用性評価について議論している。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 <p>(対応者が訴状では「県警交通企画課」、陳述書では「県警警務部総務課田中嵩久」となっている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同議員は、一般質問(6月20日)の聞き取りを行っており、財政課と県警本部の議会担当の「県警警務部総務課」田中嵩久氏立ち合いの下、LED信号灯器の着雪・凍結対策について担当課である「県警交通企画課」と打合せを行っている。収支報告書の対応者には、「交通企画課担当者の名前が分からなかったため」「県警交通企画課担当者」と記載したが、陳述書には立ち会いした県警本部議会担当の「県警警務部総務課 田中嵩久」を記載しており、誤りではない。 	Z14の1 Z14の1の1 Z14の2 Z16の1	28-3

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号	
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠		
鳴海惠一郎	調査研究費	6月5日	県警交通企画課	平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(LED信号灯器)	2,000	2,000	【不開示】開示請求された行政文書を保有していないため。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第294回定例会一般質問対応案件としてLED信号灯器に関する研究成果及び計画について県警と議論している。なお、結果については安全施設に係るもの、県警が実施する非公式の社会実証試験であることを了承のうえ情報収集のみとし、一般質問原稿作成の参考としている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 <p>(対応者が訴状では「県警交通企画課」、陳述書では「県警警務部総務課田中嵩久」となっている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同議員は、一般質問(6月20日)の聞き取りを行っており、財政課と県警本部の議会担当の「県警警務部総務課」田中嵩久氏立ち合いの下、LED信号灯器の着雪・凍結対策について担当課である「県警交通企画課」と打合せを行っている。収支報告書の対応者には、「交通企画課担当者の名前が分からなかったため「県警交通企画課担当者」と記載したが、陳述書には立ち会いした県警本部議会担当の「県警警務部総務課 田中嵩久」を記載しており、誤りではない。 	乙14の1 乙14の1の1 乙14の2 乙16の1	28-4	
						2,000	【不開示】開示請求された行政文書を保有していないため。	同上					
		6月6日	県警交通企画課	平成30年度青森県事業計画概要について聞き取り(LED信号灯器)	2,000	2,000	【不開示】開示請求された行政文書を保有していないため。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第294回定例会一般質問対応案件としてLED信号灯器の機能改善による安全確保が必要である趣旨の質問内容の最終確認を行い、技術開発と社会実験の概要、要望等について一般質問にて発言するか検討中である旨の口頭連絡を行っている。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 <p>(対応者が訴状では「県警交通企画課」、陳述書では「県警警務部総務課田中嵩久」となっている理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同議員は、一般質問(6月20日)の聞き取りを行っており、財政課と県警本部の議会担当の「県警警務部総務課」田中嵩久氏立ち合いの下、LED信号灯器の着雪・凍結対策について担当課である「県警交通企画課」と打合せを行っている。収支報告書の対応者には、「交通企画課担当者の名前が分からなかったため「県警交通企画課担当者」と記載したが、陳述書には立ち会いした県警本部議会担当の「県警警務部総務課 田中嵩久」を記載しており、誤りではない。 		28-5	
		6月13日	財政課	平成30年度青森県事業計画概要聞き取り	2,000	2,000	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第294回定例会一般質問に向け、通告予定内容について他議員との競合がないか、質問趣旨の確認と各事業の予算規模を財政課に確認し、合理的な質問とすることの口頭による打合せを行っている。 ・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答していること。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 		28-6	
		11月9日	労政・能力開発課	平成30年度青森県事業計画概要聞き取り	2,000	2,000	【不開示】打ち合わせを行ったものの、当該打ち合わせに係る行政文書は作成していないことから保有していません。	同上	0	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。 ・実際、同議員は、自民党会派控室において、第296回定例会一般質問対応案件として県教育委員会が策定する高等学校教育改革推進計画と合わせ、工業高校生の県内定着に向けた県内工業高校の在り方、普通高校との共存、ものづくり企業の人材不足の関係性等について労政・能力開発課と論じ、一般質問で取り上げる可能性があることを周知している。 ・実際、労政・能力開発課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答していること。 ・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。 ・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。 		28-7	
			県道路公社		175	175			0				
			自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ			28-8
			計		350,275	350,275			0				

議員名	経費	日付	訪問先	概要	支出金額	原告らの主張等			被告の主張等			番号
						違法金額	訪問先確認	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
齊藤直飛人	調査研究費	5月29日	総務部財政課	一般質問に向けて調査	1,350	1,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない。	・実質的な調査研究活動の存在が確認できない。 ・同議員の手控えの記載は、被告に係る調査がなされたことを裏付けるものとはいえない。	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、平成30年6月第294回定例会 一般質問にむけて、青森県知事が考える次期青森県基本計画の中で、県内の産業をどのように伸ばしていくのか取組や考え方について等7項目について総務部財政主幹より説明をうけ聞き取り調査をしている。あわせて、今後各担当の部局・課より説明を受け聞き取り調査をする為に日程の調整を行っている。</p> <p>・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのこと。</p> <p>・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。</p> <p>・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。</p>	乙15の1 乙15の2 乙16の1	29-1
		6月7日	総務部財政課	一般質問に向けて調査	1,350	1,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない。	同上	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、平成30年6月第294回定例会 一般質問にむけて、5月29日に検討した7項目について総務部財政主幹、関係課から聞き取り調査をしている。</p> <p>・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのこと。</p> <p>・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。</p> <p>・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。</p>	乙15の1 乙15の2 乙16の1	29-2
山口多喜二	調査研究費	11月5日	総務部財政課	一般質問の調査	1,350	1,350	【不開示】打ち合わせを行ったものの行政文書は作成していない。	同上	0	<p>・議員との打合せがなされた場合において、関係各部局において記録の作成が義務付けられているものではなく、記録がないからといって、打合せ等がなかったことにはならない。</p> <p>・実際、同議員は、自民党会派控室において、平成30年11月第296回定例会一般質問にむけて、りんご黒星病対策について、りんご黒星病発生防止を徹底し、高品質りんごの安定生産を進めるために、県はどのように取り組んでいくのかについて、本年の多発を踏まえ、県はりんご黒星病の防除対策をどのように周知しているのかなど8項目について、総務部財政主幹より説明を受け聞き取り調査をしている。あわせて、今後、各担当部局・課から調査する為の日程の打合せをしている。</p> <p>・実際、財政課は、原告の開示請求に対して「打ち合わせを行った」と回答しているとのこと。</p> <p>・手控えはあくまでも議員本人のための備忘録に過ぎず、どの程度まで記載するかは議員に委ねられている。</p> <p>・手控えは、議員がスケジュールのバッティングを回避し、相手方との約束を遵守するため、約束した予定が確実に記載され、または、記憶が鮮明なうちに記載がなされるから、記載された内容は事実と認めて差し支えない。このような手控え作成の動機や目的、作成時期、内容に鑑みれば、手控えの実質的証拠力は高いと評価できる。また、記載された内容だけではあいまいな点があったとしても、手控えを手がかりとして後に記憶を喚起し、事実を確定することが期待できる。</p>	乙15の1 乙15の2 乙16の3	29-3
谷川政人	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		29-4
					計	340,050			0			
山口多喜二	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		30
					計	336,000			0			
谷川政人	調査研究費		自民党県連への委託料		336,000	336,000	1と同じ		0	1と同じ		31
					計	336,000			0			

議員名	経費	日付	支出先	概要	計上金額	原告らの主張等		被告の主張等		番号	
						違法金額	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)		
北 紀 一	調 査 研 究 費	8月3日	(株)スタジオエムディ	政務活動費集計入力費(平成29年度政務活動費報告書作成のための業務委託料)	54,000	54,000	・事務職員給与に年間195万円を充当しているにもかかわらず、政務活動費集計入力だけのために支出しており、委託先法人の業務との関わりも不明。 ・政務活動費の収支報告書の作成や提出それ自体に要する費用は、「議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動」ではなく、法や条例により義務付けられている行為であって、政務活動費を支出すべきものとはいえない。	0	・政務活動費収支報告書を作成するための集計入力作業に係る経費であり、当該業務を事務職員以外に委託することは何の違法性もなく、委託料が不合理に高額である等、不適切なものであると疑われる事情もない。	Z1 Z20の1	32-1
	事 務 所 費	4/25、5/21、 6/27、7/20、 8/21、9/20、 10/20、 11/20、 12/21、 平成31年 1/21、2/20、 3/26	雪田清紀	土地・事務所賃借料	360,000	240,000	「費目ごとの按分率一覧」では事務所設置の電話は政党活動と按分計上されており、後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、少なくとも3分の1を超える事務所費の充当分は違法な支出である。	0	・後援会と政党支部の事務所(以下、「後援会兼政党事務所」という。)は兼用で、議員事務所と別の土地上の別の建物に設置され、後援会活動及び政党活動は議員事務所とは別の建物である後援会兼政党事務所において行われていた。議員事務所においては専ら政務活動が行われていたことから、その維持等に要する経費について土地・事務所賃借料にあってはその全額に充当されたものであり、按分する必要はない。 ・後援会及び政党支部のそれぞれの政治資金収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は、議員事務所に設置されている電話番号と同じであるが、これは、後援会兼政党事務所には常勤職員がいなかったため、常勤の事務職員がいる議員事務所の電話番号を単に連絡先として届出したものである。	Z20の1 Z20の2 Z20の3	32-2
		4/26、6/29、 7/25、8/29、 9/26、10/30、 11/27、 12/25、 平成31年 1/25、2/27	東北電力	電気代(政務活動専用事務所電力)	169,348	112,903	「費目ごとの按分率一覧」によれば、事務所設置の電話は政党活動と按分計上されている。また、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、少なくとも3分の1を超える充当分は違法な支出である。	0	・後援会と政党支部の事務所(以下、「後援会兼政党事務所」という。)は兼用で、議員事務所と別の土地上の別の建物に設置され、後援会活動及び政党活動は議員事務所とは別の建物である後援会兼政党事務所において行われていた。議員事務所においては専ら政務活動が行われていたことから、その維持等に要する経費について電気代(電気メーターは建物ごとに分かれており政務活動専用となっている)にあってはその全額に充当されたものであり、按分する必要はない。 ・後援会及び政党支部のそれぞれの政治資金収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は、議員事務所に設置されている電話番号と同じであるが、これは、後援会兼政党事務所には常勤職員がいなかったため、常勤の事務職員がいる議員事務所の電話番号を単に連絡先として届出したものである。	Z20の2 Z20の3	32-3
		7/25、9/26、 11/27、 平成31年 1/25、 2/27	八戸圏域水道企業団	水道代	19,974	4,993	3分の1を計上しているが、後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じであり、当該事務所は後援会活動にも供されているものと推認されるので、少なくとも4分の1を超える充当分は違法な支出である。	0	・メーターが自宅と兼用のため、使用実態に合わせ3分の1で按分している。	Z20の1 Z20の2 Z20の3	32-4
		7/25、9/26、 11/27、 平成31年 1/25、2/27	五戸町長	下水道代	10,322	2,580	「費目ごとの按分率一覧」によれば、事務所設置の電話は政党活動と按分計上されている。また、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、なくとも3分の1を超える充当分は違法な支出である。	0	・議員事務所専用の灯油用タンクが設置されており、議員事務所においては専ら政務活動が行われていたことから、按分する必要はない。	Z20の2 Z20の3	32-5
	事 務 費	4/26、6/29、 7/27、8/29、 9/27、10/30、 11/27、 12/25、 平成31年 1/25、2/27	NTTファイナンス	電話代	79,344	26,450	後援会関係の連絡及び政党関係の連絡の電話のいずれも、日常的に、議員事務所で常勤する職員が受け、必要な対応をしていたものと考えられる。同議員自身、政務活動費収支報告書の添付書類において、当初は、「事務費」「(1)固定電話・ファクシミリ」については「政務活動以外にも使用」「政党活動」として報告しており、本件について住民監査請求がなされた後の2020(令和2)年8月20日に「政務活動専用」と訂正届出をしている。これらの点に鑑みれば、電話料金については3分の1で按分して充当すべきである。	0	・後援会及び政党支部のそれぞれの政治資金収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は、議員事務所に設置されている電話番号と同じであるが、これは、後援会兼政党事務所には常勤職員がいなかったため、常勤の事務職員がいる議員事務所の電話番号を単に連絡先として届出したものである。 電話代は、政務活動専用であり(令和2年8月20日付けで訂正届が提出されている)、按分する必要はない。 ・当時同議員は平成31年4月に予定されていた次期県議会議員選挙に出馬しないことを決めていたため、後援会活動及び政党活動は行っておらず、この事実は、後援会の政治資金収支報告書において本年收入、支出額が0円であること、また政党支部においても收入、支出額ともに0円であることから明らかである。 なお、住民監査請求がなされた後の2020(令和2)年8月20日に「政務活動以外に政党活動にも使用」から「政務活動専用」と訂正届出がなされたのは、住民監査請求の審査を受けている過程で、政務活動費収支報告書の記載内容の誤りを訂正したにすぎない。	Z20の1 Z20の2 Z20の3 Z20の4 Z20の6 Z20の7	32-6
		4/24、6/15、 6/29、8/21、 8/21、9/26、 11/16、 12/25、 平成31年 2/19	NTTファイナンス	携帯電話代	33,002	16,502	携帯電話代の2分の1を計上しているが、政務活動用、政党活動用、後援会活動用並びに私用に按分すべきで、総額の4分の1を超える充当分は違法である。	0	・携帯電話代は、政務活動のほか、私的活動に使用されていたものであり、使用実態によることが著しく困難であるとして2分の1で按分している。	Z20の1	32-7

議員名	経費	日付	支出先	概要	計上金額	原告らの主張等		被告の主張等			番号
						違法金額	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)	証拠	
北 紀 一	人 件 費	4/10、5/10、 6/10、7/20、 8/21、9/20、 10/30、 11/28、 12/27、 平成31年 1/27、2/27、 3/26	事務職員	人件費	1,950,000	1,300,002	「費目ごとの按分率一覧」によれば、事務所設置の電話は政党活動と按分計上されている。また、北紀一後援会収支報告書に記載された事務担当者の電話番号は政務活動費が充当されている事務所に設置されている電話の番号と同じである。そうすると、当該事務所は政党活動、後援会活動にも供されているものと推認され、人件費についても少なくとも3分の1を超える充当分は違法な支出である。	0	・政務活動の補助業務の対価として事務職員に支給されており、政務活動の補助業務以外の業務の対価は含まれていないため、按分する必要はない。	Z20の1 Z20の2 Z20の3 Z20の5の1 ~3 Z20の5の4 ~12	32-8
					2,710,118	1,780,182		0			

議員名	経費	日付	支出先	概要	計上金額	原告らの主張等		被告の主張等		証拠	番号
						違法金額	違法理由	違法支出額	違法理由に対する反論(骨子)		
田中満	事務所費	4/23、5/22、6/22、7/23、8/22、9/25、10/22、11/22、12/25、平成31年1/22	今村龍男	事務所賃貸料	540,000	180,000	「費目ごとの按分率一覧」に記載されている電話番号は政党支部の収支報告書記載の電話番号と同一であること、「平成30年度事務所状況報告書」記載の後援会事務所所在地は同様に政党支部の収支報告書記載の事務所所在地と同一であること、自身のホームページに掲載している写真によれば事務所建物の外部壁面には自身が所属する政党のポスターも貼られていることからすれば、政務活動費を充当する事務所が政党、後援会のそれぞれの活動にも共用されていることが推認される。3分の1を超える支出は使途基準に適合しないというべきである。	0	・議員事務所は、政党支部と後援会の所在地とは異なっており、議員事務所においては後援会活動及び政党活動は行われていない。しかしながら、一時期議員事務所外壁に政党ポスターが貼られていたことがあり、疑義を持たれることから、事務所費(事務所賃貸料、ガス代、灯油代、電気代、水道代、下水道代)を2分の1に按分している。	乙21の1 乙21の2 乙21の3 乙21の4	33-1
		5/1、6/1、7/2、8/1、9/3、10/1、11/1、12/3、平成31年1/4、2/1	八戸液化ガス(株)	ガス代	11,091	3,704		0			
		6/14、11/20、12/13、平成31年1/8、1/24	(株)日本システム	灯油代	12,900	4,301		0			
		5/17、6/15、7/18、8/17、9/14、10/17、11/15、12/17、平成31年1/21、2/18	東北電力(株)	電気代	55,128	18,383		0			
		6/25、8/27、10/12、12/26、平成31年2/26	八戸圏域水道企業団	水道代	9,180	3,060		0			
		6/25、8/27、10/12、12/26、平成31年2/26	八戸市長	下水道代	5,860	1,955		0			
		5/14、6/12、7/12、9/12、9/12、10/12、11/12、12/12、平成31年1/15、2/12	青森綜合警備保障(株)	事務所警備代	48,600	48,600	使途基準に適合しない支出である。	0	・本件マニュアルでは、支出に当たっては、事務所としての要件(外形上の形態、機能)を有していることが前提とされており、同議員事務所は「平成30年度事務所状況報告書」等により、要件を有していると認められる。	乙1 乙21の2	33-2
		6/5、7/20、8/6、9/5、10/5、11/5、12/5、平成31年1/7、2/5	NTTファイナンス(株)	光電話・光回線代	41,603	13,873	0	・議員事務所は、政党支部と後援会の所在地とは異なっており、議員事務所においては後援会活動及び政党活動は行われていない。しかしながら、一時期議員事務所外壁に政党ポスターが貼られていたことがあり、疑義を持たれることから、事務費(光電話、光回線代)を2分の1に按分している。	乙21の1 乙21の2 乙21の3 乙21の4	33-3	
計						724,362	273,876	0			

これは正本である。

令和5年2月10日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 新井山孝平

